

研究ノート：スポーツ史学の方法論的前提

楠 戸 一 彦

広島大学総合科学部保健体育講座

(1989.10.31受理)

Note : Scientific Method in Historical Study of Sports

Kazuhiko KUSUDO

Abstract

Looking at the recent studies of sports history, they seem to be faced with the problems of the social science. Therefore, this paper will discuss the problems of the scientific study, as an empirical science, of sports history. Besides the problems of the "Concept" and "Objectivity", the "Meaning" and "Explanation" of the historical events are especially focused. The discussions of these problems are based on the theory of empirical science by K. R. Popper (1902-) and that of social science by M. Weber (1864-1920).

1) "Meaning" of history is not immanent in a past event, but each historian gives a meaning to the event (M. Weber). For every description of an event is possible only after his selection, of the event, based on his interest.

2) The causal explanation in the empirical science is logically consisted of one universal statement ("Law") and two singular statements ("Initial condition" and "Prediction") (K. R. Popper). In this logical structure of the scientific explanation, there can be no difference between the theoretical science and the historical science. However, while the historical science is to describe an individual event (reconstruction of the historical fact) and to discover its initial condition and to test it.

3) The concept which is used to describe an individual event is never expression of the "Essence" as a universal object, but the "Label" to express a class with the same property. In other words, the concept which is used in the historical study is the theoretical construction on the premiss of a historian's particular view-point.

4) The objectivity of historical study is not immanent in an historical event or each historian. It is rather guaranteed by the possible inter-subjectiv discussion among the historians (K. R. Popper).

Thus, similarly the study of sports is to describe an individual past event by using the concept as the theoretical construction (historical reconstruction), and to explain the event by using the law as a means of finding causes (historical explanation).

I. 序 論

1. 問題の所在

本稿の目的は、スポーツ史学における科学的な歴史認識の方法論を検討することである。

周知の「歴史は科学か?」という問題設定に象徴されるように、科学的な歴史認識の方法論を巡っては、19紀末にドイツの歴史学界で展開された「文化史論争」を始めとして、今日の「社会史」を巡る社会科学的な歴史認識の方法論の論議に至るまで、既に多種多様な論議が積み重ねられている。それにもかかわらず、改めてスポーツ史学における科学的な歴史認識の方法論を論議する理由は、スポーツ史研究者が次のような問題状況に直面していると判断されるからである。

「スポーツ史」(History of Sport)を巡る研究状況は、岸野教授が指摘しているように¹⁾、1970年代に大きく変化した。例えば、「国際体育・スポーツ史協会」(HISPA, 1973)や「北米スポーツ史学会」(NASSH, 1972)の結成に見られるように、スポーツ史研究の国際的あるいは国内的な学会が結成され、同時にカナダ、アメリカ、ドイツ、イギリスなどでスポーツ史の専門誌が創刊された²⁾。これら学会の結成や専門誌の創刊は、スポーツ史の研究が組織的かつ国際的あるいは学際的に行われるようになったことを反映している。他方では、例えばフットボールと暴力の問題、あるいは産業化とスポーツの問題の研究に見られるように、それまでの教育学的観点からのスポーツ史(体育史)研究に留まらず、多様な観点からの研究が行われるようになった³⁾。こうした研究テーマの多様化は、考察方法の多様化と密接に関連している。例えば、「歴史社会学」や「スポーツの社会史」、あるいは「歴史民族学」や「歴史地理学」といった考察方法に見られるように、スポーツの歴史を社会学や人類学や民族学などの理論と概念に基づいて考察する傾向が見られるようになった⁴⁾。

このようなスポーツ史研究における対象あるいは問題設定と考察方法の多様化の傾向は、近年の歴史研究における多様化の傾向と決して無縁ではない。周知のように、ここ10年の間に「社会史」が歴史学における新しい潮流となっている。言うまでもなく、この「社会史」と総称される研究分野における対象あるいは問題設定と研究方法に関しては、必ずしも明確な一致点があるわけではない⁵⁾。しかし、歴史学全般に対して社会史が与えた影響は、従来の政治史(いわゆる「一般史」と区別される「民衆史」あるいは「文化史」というような研究分野の多様化だけではない。例えば「構造史」「時系列史」「歴史民族学」といった名称が示しているように、社会史の影響は歴史研究における考察方法にまで及んでいる⁶⁾。しかも、考察方法を巡る諸問題は、歴史学における理論と法則の問題、あるいは歴史学における社会科学的な認識方法の問題にまで及んでいる。こうした問題状況の中で、今日の歴史研究者は「自己省察と基礎研究と理論構成とによって、科学としての歴史という要求を新たに論証する」ことを要請されている、と言えよう⁷⁾。

スポーツ史学に留まらず歴史学全体における、このような研究対象あるいは問題設定の多様化と考察方法の多様化、更には科学的な歴史認識への要請といった問題状況を前にして、スポーツ史研究者も、研究対象としての「スポーツ」の概念規定の問題、あるいはスポーツ史研究への隣接諸科学の理論や概念の適用の問題と並んで、自らの研究方法を再検討する必要性に迫られているように思われる。つまり、ユーバーホルストが「現代歴史科学におけるスポーツ史の意味と課題」の中で指摘しているように⁸⁾、「スポーツ史は、歴史科学と同様に、その基礎を新たに省察しなければならない」状況に置かれている：言い換えれば、歴史研究者の一員であるスポーツ史研究者も、「自らの研究に科学性を要求するために、いかなる方法を使用すべきか」と自問することが要請されていると言えよう。

しかし、このようなスポーツ史研究の科学的歴史認識の方法論はいかにあるべきか、という問題を前にして、わが国のスポーツ史(体育史)学界における方法論を巡る論議は必ずしも十分に対応しているとは言いがたい。例えば、日本体育学会の機関誌である『体育学研究』(1巻-38巻)における論文を概観すると、僅かに岸野教授の「スポーツ科学とスポーツ史」(19巻4・5号, 167-174頁)の論稿が見られるだけである。更に、学会大会における発表(1回-38回)を概観しても、スポーツ史(体育史)学の方法論に関する発表はほとんど見られない⁹⁾。他方では、わが国のスポーツ史研究に対する「社会史」の影響は研究テーマの多様化という点に絞られており、科学的な歴史認識の方法論の問題にまで及んでいないように思われる¹⁰⁾。

こうした方法論の論議が低調なわが国のスポーツ史(体育史)学界において、スポーツ史(あるいは体育史)研究の方法論に関しては、これまでに稲垣、岸野、木下、成田の各教授が自らの見解を提起している¹¹⁾。先ず、稲垣教授は「スポーツ史学」を、「スポーツ、およびスポーツにかかわる諸現象を歴史的に研究する学問領域」と規定した上で、この学問領域の目的と課題を次のように述べている¹²⁾。スポーツ史の「最終的なねらいは、スポーツの発生とその変遷(容)過程に関するスポーツ史固有の理論を導き出すこと」であり、スポーツ史の課題は「く人間にとってスポーツは何であったのか」という歴史的なテーゼから、スポーツの歴史を全体的、構造的に記述すること」である。

岸野教授は歴史研究の課題を次のように述べている¹³⁾。「歴史の記述は、法則的な把握をふまえたうえで、個性的な理解を求めべきである」。つまり、「人間の自由な意志的行為は、目的一手段との関係から、個性的に理解されなければならない。しかしそれと同時に、このような事件の生起については、自然法則とちがった歴史法則があることにも注意しなければならない。したがって他方では、人類史全体を前提とした社会発展の法則(仮説)や、各発展段階に即した特殊法則(仮説)に従って、歴史を法則的に把握することが必要になってくる」。

木下教授は、先ず「学問とは解明すべき問題を意識し、これをすべての人が認めざるをえない方法、すなわち若干の仮説にもとづいて事実と論理とをもって組織的に解明する過程である」と規定した後、歴史科学の性格を次のように述べている¹⁴⁾。「人類は、homo sapiens であるが故に、社会と文化とを発展させてきた。この発展を認めるところに歴史は存在し、何が、いかにしてと疑問を投げかけ、これを客観的に理解しようとするところに、歴史科学は生まれる」。更に、史料から「推論される史実」は「科学的知見とあわせて論理的に整理されることによって、客観的な歴史を構成してゆく」。この客観的な歴史は「完全な歴史の再現ではないが、発展の歴史として推論しうる範囲でもっとも信頼しうるものをめざさなければならない」。そうすることによって、「発展の歴史をつくり出した力、すなわち歴史の法則や原理もまた明らかになってくる」。

最後に、成田教授は歴史研究の課題を「事実と事実の関連や、事実の背後にあるものとの『関連を理解する』という知的理解の試みでなければならない」と規定した上で、体育史の課題を次のように述べている¹⁵⁾。体育史の課題は、「身体形成にかかわる身体運動が…(時間的に)いかに、なぜ生成し、移り変わったかを、その時代全体との関連で理解すること」、あるいは「人間の体育活動の事実とその原因を全体的構造的にえがきだすこと」である。更に、教授は科学としての体育史の「第一歩は、体育史理論の欠如の反省と、その構築作業」であると指摘して、「体育史固有の科学的方法論」あるいは「体育史を科学的にとらえる方法論」の構築の必要性を強調している。

以上、4教授の見解を極めて概略的に要約した。しかしながら、岸野教授の見解を除いて、他の教授たちの見解は必ずしも経験科学の方法論的地平において歴史認識の方法を検討しているとは言いがたい。例えば、成田教授は「体育史固有の科学的方法論」の構築を主張し、稲垣教授は「スポーツ史固有の理論」の導出を主張しながら、両教授とも体育史(スポーツ史)に固有の方法論や

理論に関して、科学的な歴史認識の方法論の地平にまで踏み込んで議論しているわけではない。更には、歴史の発展法則を主張しながら(木下)、法則を伝える言明の論理的構造にまで立ち入った議論が展開されているわけではない。

2. 本稿の論点

本稿の目的は、前述のように、スポーツ史学における科学的な歴史認識の方法はいかにあるべきか、という問題を論定することである。しかしながら、わが国のスポーツ史研究者が科学的な歴史認識の方法論を論議する場合、上述の岸野教授の見解との対峙を避けることはできない。というのは、岸野教授は「体育史学への試論」という副題をもつ「体育史」(1973)において、「学問としても歴史としても信頼に値する体育史研究のあり方」(V頁)を、科学(社会科学)論の地平にまで立ち戻って検討しているからである。そこで、本稿では以下のような論点を設定して、岸野教授の見解を検討することを通じて、スポーツ史研究(スポーツ史学)における科学的な歴史認識の方法論上の諸前提を論定することにする。

I. 歴史の意味と意義の問題。岸野教授は、特殊な出来事は「客観的な意味」と結合することによって「歴史的な出来事」になる、と言う¹⁶⁾。しかし、果たして、歴史的な出来事に「客観的な意味」が内在するのであろうか(3. 歴史の客観的意味?)。歴史の意味は、むしろ、研究者が研究対象に付与するのではないだろうか(4. 歴史への主観的意味の付与)。というのは、歴史の見方(観点)は多様であり、しかも歴史の意義(対象の価値分析)は多様に解釈され得るからである(5. 観点多様性と歴史の意義)。

II. 歴史の記述と説明の問題。岸野教授は「歴史の究極的な目的は、体系的な理論を叙述することではなく、具体的な事象に即して歴史を描写することにある」が、しかし「体育史は理論と無関係」ではなく、むしろ「歴史の記述は、法則的な把握をふまえたうえで、個性的な理解を求めべきである」と主張している¹⁷⁾。教授が主張するように、歴史研究の主要な課題の一つが過去の具体的な出来事の記述にあることは、言うまでもない。この出来事の記述においては「概念」が重要な役割を果たすが故に、概念の論理的機能と方法論的意義を検討する(6. 歴史の記述と概念)。次に、教授は歴史記述の客観性を普遍的な歴史法則との関連性に求めている。そこで、先ず歴史的事実の因果的説明(歴史的説明)における法則の役割を、因果的説明の論理的構造から明らかにした上で(7. 歴史的説明(因果的説明))、次に歴史研究の客観性の問題を論定する(8. 歴史研究の客観性)。

このように、本稿の論議世界は、スポーツ史研究の対象の規定や研究領域の分類を試みたり、スポーツ史における「固有の理論」や「固有の発展法則」あるいは「固有の科学的方法論」を論定することにあるのではなく、繰り返しになるが、スポーツ史研究における科学的な歴史認識の方法論を巡る諸問題を論定することにある。従って、上述の諸問題の論議は、経験科学における認識方法論の地平において論議される必要がある。ここに、本稿のテーマである「スポーツ史研究の方法論的前提」の意図がある。

ところで、本稿で展開される科学的な歴史認識の方法に関する基本的な立場は、今世紀の最も偉大な哲学者の一人であるK. R. ポパー(1902-)の分析哲学と、今世紀最大の社会学者であるM. ウェーバー(1864-1920)の科学論とに基づいている。しかしながら、本稿では、ポパーとウェーバーとの科学論(あるいは歴史認識論)の一致と相違を論定したり、あるいは両者の見解をより高次の科学哲学から分析・評価したり、更には両者とK. マルクスの弁証法的唯物論との対決を論定しようとするものではない¹⁸⁾。むしろ、本稿では、わが国のポパー研究者とウェーバー研究者の理解を助けとしながら¹⁹⁾、ポパーとウェーバーの哲学的な知見に基づいて、上述

の諸問題に関する筆者自身の見解を提出しようとするものである。

II. 歴史の意味と意義

3. 歴史の客観的意味？

岸野教授は、「食べるためにリングをもぎとる」というような「日常的な出来事」が「歴史的な意味をもつ出来事」になるためには、「その特殊な行為になんらかの客観的な意味が結びつかなければならない。…たとえば、チャールズ I 世 (1600-49) がレース…のゴルフ場でゴルフを中止して宮殿に帰ったということだけなら、日常的茶飯事を越えた歴史の意味をもつ出来事ではない。それが、スコットランドの反乱を告げる早飛脚の書状をみて、チャールズが急いで宮殿に帰ったとなると、はじめてそれが歴史の意味をもって来る。ゴルフを中止して急いで帰った国王の行動には、その主な動機を支配欲に見い出すことができる。それを理論化した場合が王権神授説であり、やがて、それはこの反乱のときのように、平和と秩序の回復を目的とした武力鎮圧という手段となって現われるのである。このように、人間の自由な意志の行為は、目的—手段との関係から、個性的に理解されなければならない」と主張する²⁰⁾。このように、教授は、ゴルフの中止という日常的な出来事は理論としての王権神授説と結びつくことによって歴史的に客観的な意味をもつ出来事になる、と主張する。

しかしながら、「国王のゴルフの中止」に関するこの説明は、教授の立論が依拠しているウエーバーの方法論に従えば、「歴史の意味」を巡る論議の地平ではなく、まさに「具体的事実の因果帰属」を巡る論議の地平にある²¹⁾。つまり、先の説明は「国王のゴルフの中止」という具体的出来事を、「スコットランドの反乱」という具体的出来事に「因果的に帰属」させた説明であり、この因果的説明の手段として用いたのが「王権神授説」という法則論的知識(理論)である。ところが、教授の「客観的な意味」を巡るこの主張においては、「国王のゴルフ」という具体的な出来事を研究対象として選択する際の「観点」、あるいは「問題関心」の問題が抜け落ちてしまっている。

歴史認識の論議の地平においては、歴史の「意味」²²⁾の問題は、「歴史に意味が内在しているかどうか」、あるいは「歴史には客観的な意味があるかどうか」というように定式化される。この問題に対する解答では、一方では事実そのものに客観的な意味が内在していると考えた立場と、他方では認識主体が事実の主観的な意味を付与すると考えた立場とが区別される。本稿では、前者を「事実—意味の一元論」、後者を「事実—意味の二元論」と呼ぶことにする²³⁾。ここでは、事実—意味の一元論を検討し、事実—意味の二元論に関しては次節で検討することにする。

事実—意味の一元論の立場に立つ人たちは、世良教授が指摘しているように、「事実そのものがある特殊の性質(他に類のないような個性的な性質、あるいは逆に非個性的な法則的な性質、原因としての作用力の強さなど、学者によって見解がちがう)を客観的にもっていて、この性質の故にその事実が「歴史的事実」になる」と考える²⁴⁾。このような事実自体が特殊な性質を客観的に内包しているという主張では、更に、個々の事実「個性的な性質」が内在すると考える立場と、全体としての歴史に「非個性的な法則的な性質」が内在していると考えた立場とが分けられる。前者の立場は、事実自体に客観的な意味が内在しているのであるから、事実さえ明らかにすれば、歴史の意味が自ずから明らかになる、と主張する。周知の「事実をして語らせる」というこの立場は、しばしば批判の対象となる「実証主義的立場」である。他方、全体的な歴史に法則的な性質が内在するという立場(本稿では「法則主義的立場」と呼ぶことにする)の代表は、マルキシズムの立場である。事実と意味の問題に対するマルキシズムの基本的な立場は、次のような主張に代表されるだろう。「マルキシズムにあっては、歴史の発展法則も事実としての歴史の中に既に内在し

ているのであり、ただそれが正しく反映されるかされないかが階級的立場によって違ってくるのであって、プロレタリアートの立場に立っている時にのみ人間の思考は歴史の発展法則を正しく把握し、それを認識されたものとしての歴史として示すことができるのである²⁵⁾。

このような歴史的事実に客観的な意味が内在すると考える実証主義的立場と法則主義的立場では、1) 基本的には、後述の概念を巡る「本質主義」(6. 歴史の記述と概念)及び存在一当りの「方法論的一元論」(8. 歴史研究の客観性)とに依拠している、2) 歴史の出来事を選択するのは認識主体の価値関心である、という視点が欠落している、3) 客観的意味の「正しい反映」を判断する「絶対的規範」は存在せず、この主張は価値言明と事実言明との混乱を引き起こし、しかも価値言明の妥当性の主張は無限後退に陥る。いずれにしても、事実一意味の一元論の立場では、「歴史の意味は客観的な事実自体に内在しているわけであるから、いろいろの歴史の見方はいくらでもあり得ることになり、いったん一定の歴史認識が確実なものとして前提されると、それ以外の新しい見方はすべて排除されることになり易い²⁶⁾。

4. 歴史への主観的意味の付与

歴史に客観的な意味が内在すると考える事実一意味の一元論的な立場に対して、事実一意味の二元論の立場は、歴史の意味が事実自体に客観的に内在しているのではなく、認識主体の問題関心(価値関心)を通じて事実には歴史的な意味が付与されると考える。ポパーが「歴史には意味が無いにも関わらず、われわれは歴史に或る意味を与えることができる」とか、「事実そのものは意味を持っていない。事実が意味を獲得するのは、われわれの決断を通じて初めてそうなる」(事実一決断の二元論)と述べているように²⁷⁾、歴史的な出来事はそれ自体では何の意味をもっていない。この出来事が歴史的事実としての意味を獲得するのは、認識主体の問題関心に基づく「選択」によってのみである。というのは、歴史的な出来事は無限の多様性と、無限の性質及び変化を示し、この無限に多様な出来事を記述する言語(名辞あるいは概念)は有限であるからである。従って、研究あるいは記述の対象となる過去の出来事は、認識主体の「歴史的関心」に基づいて選択された出来事だけである。

例えば、ドイツ中世の年代記を取り上げてみると、年代記作者は彼が経験した(観察することのできた)すべての出来事を記述しているわけではない。作者が記述しているのは、例えばトーナメントや射手祭などのように、彼が関心を抱いた出来事だけである。と同時に、記述された出来事に関しても、その出来事の性質が「全面的に」記述されているのではなく、トーナメントの賞品や参加者など、何らかの観点に基づいて記述されている。他方では、年代記の背後には作者の関心を引くことなく記述されなかった、それこそ無数の出来事が眠っているのである。あるいは、テレビによる野球中継を取り上げてみても、われわれが見るテレビ画面は野球場でのすべての出来事を中継しているわけではない。われわれが見る画面は、複数のカメラ画面からテレビ局が「おもしろい」と判断して選択した画面である。

このように、無限に多様な出来事は、認識主体の価値関心からの主観的な選択によってのみ歴史の意味を与えられ、歴史的事実となる。と同時に、スポーツ的にせよ政治的にせよ、何らかの観点を前提としない対象の選択は有り得ない。例えば、「国王のゴルフの中止」という出来事をスポーツ史的な観点から取り上げるのか、政治史的な観点から取り上げるのかという判断は、認識主体の問題関心に依存している。従って、岸野教授が主張するように、過去の出来事は、「客観的な意味」を有する法則や理論との関連性において、「歴史的に意味のある出来事」になるのではない。むしろ、スポーツ史研究の対象として「国王のゴルフの中止」という出来事が選択された時点で、既にこの出来事には、スポーツ史的な観点からの歴史的な意味が与えられているのであ

る²⁸⁾。この出来事を政治的な諸理論によって説明することは、出来事を選択とは異なった地平にある問題である。

さて、過去のいかなる出来事をいかなる観点の下で選択するかということは、認識主体の主観的な価値関心あるいは問題関心に依存している。しかし、ウエーバーが「歴史家の選択は歴史的関心に規定されており、歴史的関心には『絶対的規範』は存在しない」と述べているように、観点を前提とした対象の選択には客観的に妥当する絶対的な原理が存在しない²⁹⁾。というのは、この選択原理の妥当性の議論は「無限後退」に陥ってしまうからである。例えば、スポーツ史の研究において「現代スポーツ史を研究すべきである」という主張の背後には、例えば中世スポーツ史よりも現代スポーツ史の方が重要であるという価値判断がある³⁰⁾。こうした中世スポーツ史と現代スポーツ史のどちらの問題が重要であるかという議論では、両者の重要性を判断する基準の妥当性が問題となる。しかし、この判断基準の妥当性を判断するにはより上位の判断基準が必要であり、より上位の判断基準の妥当性はそれより上位の判断基準から判断せざるを得ず、こうして判断基準の妥当性の問題は「無限後退」に陥ってしまう。従って、歴史研究（だけでなく、科学的研究）における対象の選択には、絶対的な選択基準は存在しない。こうした選択基準の妥当性の議論における無限後退を避けるためには、後述するように、むしろ認識目的との関連において選択基準を明確に提示すべきである。

以上のように、事実一意味の二元論の立場においては、1)歴史に客観的な意味が内在しているのではなく、歴史に意味を与えるのは認識主体の主観的な価値関心である、2)歴史的事実の記述は観点に基づく選択を前提としている、3)観点には絶対的な規範が存在せず、「主観的な」観点が存在するだけである。

5. 観点の多様性と歴史の意義

歴史の研究においては、前述のように、研究対象の選択を導くのは研究者の価値観であるが、同時に観点を前提としない研究は有り得ない。この観点の設定を導くのは、岸野教授が主張するような「一般法則や発展法則」なのではない³¹⁾。むしろ、観点の選択は研究対象の価値の分析、つまり対象の価値関係に依存している。この点に関して、ウエーバーは対象を科学的に問題にする様々な論理的観点を、ゲーテのフォン・シュタイン婦人宛の手紙の「意味解釈」（価値関係）から、次のように具体的に説明している³²⁾：1)ゲーテの内面的生活からの影響と痕跡を因果的に「解釈」する歴史的事実として、つまり「一つの因果的連鎖の實在的構成部分」として、2)「ゲーテの歴史的固有性」（「ゲーテの個人的並びに文学的生活の言動を決定的に左右していたような一種の生活態度や人生観」）を明らかにするための認識手段として、3)「他の時代や社会層の生活態度と異なって当時あの階層に…『典型的』であった精神的態度の固有性と、その表現形式としての生活態度の固有性」とを認識するための「典型的範例」として、4)ゲーテの「独自の固有性からすれば全く重要でない構成要素」から、「文化心理学」とか「社会心理学」における「類概念」を獲得するための手段として、4)「文化科学的関心」をすべて欠いているとしても、「例えば性愛心理学に関心をもつ精神病医」にとつての、あるいは様々な「有益な」観点の下での、「理念的」实例として。これら5つの観点の中で、第1の観点は「歴史的連関の因果的構成要素」、つまり「歴史的個体」としての方法論的意義をもっている。これに対して、第2から5までの観点は他の歴史的個体を認識するための「認識手段」である。

このように、観点の導出は対象の価値分析に依存している。対象が有する価値は極めて多様であり、認識主体の価値関心も多様であるから、観点も極めて多様である。従って、対象の選択の際に絶対的な選択原理が存在しないと同様に、観点の選択の際の絶対的な選択原理も存在しない。

というのは、いかなる観点を選擇するかということは、認識主体の問題関心に規定されているからである³³⁾。

観点を導出する対象の価値分析は、対象の歴史的意義の分析、つまり歴史的評価の問題と密接に関連している。この歴史的評価について、ウエーバーは次のように述べている³⁴⁾。歴史的評価は、「対象をその独自の固有性において評価すること」である。この評価は、「対象の固有性、他とは比較し得ない独自のもの、唯一のもの」の評価と、「『科学的な』取り扱いの、つまり解釈の対象となるための根拠となる」ような評価、即ち「意味解釈」との、ふたつの方向がある。後者の意味解釈では、更に、「対象と価値とがいかに関係するか、その様々な可能性」を分析する「価値解釈」と、評価された対象に対する無限に多様な「態度決定」の分析的な解釈とが区分される。従って、意味解釈は対象の評価の際の可能な「立場」と「着眼点」とを発見することである。

このように歴史的評価には、1)対象の「固有性」の評価、2)対象の可能な価値関係、3)対象に対する態度を決定する主体の直接的な価値判断、という3つの方法がある。従って、歴史的意義を論じる場合には、これらの評価をどの地平で論じるのか、ということが明示される必要がある。しかし、歴史的評価における「価値の妥当性は、経験的真理としての因果関係の妥当性に対して、何か原理的に異質なもの」であり、「客観的に妥当する評価」の問題は歴史的評価の地平を越えた問題である、ということも銘記しておく必要がある³⁵⁾。というのは、さもなければ事実言明と価値言明との混同を避けることができない、からである。

このような対象の歴史的意義の分析(歴史的評価)は、しかし、「本来の経験的作業の最高に重要な予備作業」にすぎない³⁶⁾。つまり、歴史の研究においては、「対象の現実的な評価の段階から出て、可能的価値諸関係という理論的分析的考慮の段階に入り、そうして対象から『歴史的個体』を形成」する³⁷⁾。この意味で、「対象の『固有価値』の『解明』に研究の分析が留まっている限り、因果的帰属の研究は顧慮されず」、ここでは「歴史家は僅かに歴史的な問題の礎石であるにすぎない」³⁸⁾。従って、再構成された歴史的個体の因果的説明こそが歴史研究の本来の課題である、と言えよう。

以上のように見てくれば、例えば「特殊な出来事の価値への関係づけが、歴史的説明の内容になる」とか、「歴史学でいわれる『解釈』とは、批判を経て確かめられた諸事実について、それらの意味を捉え、過去を理解すること」というような岸野教授の主張は、ウエーバーの見解を援用しながらも、ウエーバーによる価値問題の検討が不十分なままに終わっていることが明らかになる³⁹⁾。この対象の歴史的意義の分析(歴史的評価)に関しては、上述の3つの評価方法を明確に区別することが肝要である。しかも、このような評価問題と事実問題との論議世界の相違を銘記する必要があるであろう。

Ⅲ. 歴史の記述と説明

6. 歴史の記述と概念

経験科学の主要な課題は、ポパーが指摘しているように、「われわれが経験する事物と出来事を記述することと、これらの出来事を『説明』すること、即ち普遍法則の助けを借りて、これらの出来事を記述すること」である⁴⁰⁾。スポーツ史に留まらず歴史の研究も経験的な諸事象を対象とする科学である以上、経験科学的な認識の方法に依拠せざるを得ないことは言うまでもない。しかしながら、過去の特殊な出来事を対象とする歴史研究の課題は、「普遍法則の定立」にあるのではない。むしろ、歴史研究の主要な課題は、過去の特殊な出来事から歴史的事実を再構成し、この歴史的事実を因果的に説明することにある⁴¹⁾。ここでは、歴史的事実の再構成の際の概念の

問題を検討し、法則と因果的説明の問題は次節で検討することにする。

前節で見たように、歴史の研究においては、認識主体の問題関心から研究対象が選択され、研究対象の価値分析に基づく観点に従って歴史的事実の再構成が試みられる。この歴史的事実は、例えば「ドイツ中世の都市におけるトーナメント」のように、時間的・空間的に定位され、具体的かつ個別的である。この意味で、再構成された歴史的事実は一つの「歴史的個体」を成している。この歴史的個体の構成、つまり歴史的事実の記述に当たっては、様々な「概念」が使用される。そこで、以下では、概念の定義と意味の問題、及び歴史的概念構成とその論理的機能の問題とを検討することにする。

前章で論じた事実一意味の一元論に基づく実証主義的立場と法則主義的立場は、論理的に見ればアリストテレス以来の概念を認識の出発点とする名辞論理学を基礎としており、概念の問題に関しては「本質主義」の立場に立っている⁴²⁾。この本質主義的な立場では、概念の問題は例えば「スポーツとは何か」というように「…とは何か(What is…?)」と定式化され、解答は「対象(スポーツ)の本質を明らかにすることによって行われる。というのは、スポーツというような普通名辞は、「真なる存在」である「実体」とか「本質」と呼ばれる普遍の対象を指示しているからである。しかも、この本質は「知的直感」によって発見される。そこで、本質主義における定義では、知的直感によって発見された普遍の対象の本質をすべて記述することが要請される。従って、本質主義における概念の意味とは、普遍の対象の「すべての本質を言語的に表現した名辞」(述語=被定義項)であり、概念の内包は「すべての本質的性質」である。こうした本質主義を基礎とする科学的探求では、普遍の対象(本質)への接近が認識の目的となる(「方法論的本質主義」)⁴³⁾。しかしながら、本質主義における概念の論議では、1)真なる本質的定義と偽なる本質的定義との区別、2)単なる用語上の約束と本質的定義との区別、また3)定義の無限後退の回避、といった問題を解決することが不可能である⁴⁴⁾。

これに対して、事実一意味の二元論は、概念ではなく文(言明)を認識の出発点とする現代の命題論理学あるいは述語論理学を基礎としており、概念の問題に対しては「唯名主義」の立場に立っている。唯名主義は、普通名辞が指示する普遍の対象(本質)の存在を否定する。というのは、言葉(名辞)は無限に多様な経験的事実を指示する有限の言語的記号であり、この言語が「記号としての意味をもつのは人間の社会的な記号活動の結果」であるからである⁴⁵⁾。従って、唯名主義における普通名辞は、「単一の諸事物から成る集合もしくは部類の諸性質に付けられた名称(ラベル)」にすぎない⁴⁶⁾。

言うまでもなく、概念は普通名辞によって表わされる。唯名主義においては、概念の内包は「この語が指示する対象が共有すべき諸性質」であり、概念の意味は「この語が指示する対象または性質」である。それ故、概念のいかなる内包(性質)を選択するかは認識目的に依存しており、しかも観点を前提として選択された内包は定義によって示される⁴⁷⁾。従って、唯名主義における定義は本質を表現する事実言明ではなく、言語の用法に関する約束を示す当為言明である。例えば「スポーツとは競争的身体運動である」という言明は、スポーツという概念を競争的身体運動という内包(性質)を有する語として使用しようという提案である。この内包に「遊戯的」という性質を加えるかどうかは、認識目的にとって必要かどうかという問題に帰着する。このように、本質主義における概念が認識の目的であるのに対して、唯名主義における概念は認識の手段にすぎない(「方法論的唯名主義」)⁴⁸⁾。

さて、歴史的事実の記述の際に使用される概念は、唯名主義の立場に立てば、「客観的事実」を単に模写しただけの名辞ではない。むしろ、概念は一定の観点から対象の諸性質に着目して構成された理論的構成体であり、ウエーバーの言う「理想型的概念」である。ウエーバーによれば、理

想型的概念は：「一個の、または若干の観点の一面の高昇によって、そしてこの一面的に高昇された観点到一致するような、ここには多くあそこには少なく、所によっては全く無いというように分散して存在する夥しい個々の現象を、それ自体において統一された一つの思想像に結合することによって獲得される。この思想像はその概念的な純粋性において現実のうちにはどこにも経験的には見出し得ない。それは一個のユートピアである」⁴⁹⁾。この理想型的概念は、発生的概念の構成と同じ原理に従って構成される。つまり、理想型的概念は、例えば「トーナメント」や「射手祭」といった概念の構成に見られるように、類と種差あるいは対象の平均から構成された概念ではなく、特定の観点(例えば、スポーツ的な観点)から対象を発生的に構成した「思想像」である。このように、理想型的概念は一つの思想像であるから、「歴史的事実であるのでもなければ、まして『本来の』実在であるわけではない」⁵⁰⁾。

このようにして構成される理想型的概念は、歴史研究においては、次のような方法論的な意義を有している。1)理想型的概念の構成は、歴史的個体やその個々の構成要素を発生的に捉えようとする試みである、2)理想型的概念の構成に当たって、後述の「客観的可能性判断」を適用することによって、後述の「因果帰属」の訓練となり、同時に仮説の形成に方向を与えることになる、3)理想型的概念を「実在を比較し測定する概念手段として使用するならば、研究にとっては高い索出的価値を有し、叙述にとっては高い体系的価値を有する」と同時に、仮説の検証にもなる⁵¹⁾。

最後に、理論的構成体である理想型的概念はあくまで普遍概念であり、普遍言明によって示される「法則」とは論理的な地平を異にしていることに留意しなければならない。しかも、理想型的概念は「歴史的研究の対象として形成された場合には、個性的価値概念、つまり諸価値理念との諸関係によって構成された価値概念」である⁵²⁾。つまり、理想型的概念の構成は、前述の対象の「意味解釈」に依存して。従って、この概念を説明する言明は、既に観点を内包しており、ポパー的な意味での「テスト」が不可能である。むしろ、理想型的概念を説明する言明は、ポパーが指摘するように「右辺から左辺へと」読まれなければならない、そうすることによって理想型的概念は、歴史的事実を「解釈」する「理論的モデル」としての方法論的な意義を獲得する⁵³⁾。

7. 歴史的説明(因果的説明)

岸野教授によれば、「人間の自由な意志の行為は、目的—手段との関係から、個性的に理解されなければならない。しかしそれと同時に、このような事件の生起については、自然法則とちがった歴史法則があることにも注意しなければならない。したがって他方では、人類史全体を前提とした社会発展の法則(仮説)や、各発展段階に即した特殊法則(仮説)に従って、歴史を法則的に把握することが必要になってくる。…だから、歴史の記述は、法則的な把握をふまえたうえで、個性的な理解をもとめるべきである」⁵⁴⁾。というのは、「一般的法則や仮説との関連性を考えない限り、まったく主観的な歴史記述になってしまう」からである⁵⁵⁾。この歴史記述の客観性を保証する法則(Law, Gesetz)は、「事物間の不変の関係を意味し、行為の規範(Norme)やルールとは区別される。したがって歴史の法則という以上、歴史学は社会発展の本質的な不変の関係を見出さなければならない。ところで、これまで歴史の法則といわれてきた学説は、次のように2大別することができる。その第1はシュペングラーやトインビーなどの循環論であり、その第2はランプレヒトやマルクスなどの段階説である」⁵⁶⁾。

このように、教授は法則を事物間の本質的な不変の関係と理解し、更に法則を「一般法則」と「特殊法則」に、あるいは「自然法則」と「歴史法則」に区分する。しかも、教授の念頭にある歴史法則は「循環論」や「段階説」である。そこで、以下では、1)因果的説明の論理的構造(原因と結果、予測とテスト)、2)歴史認識における因果的説明(歴史的説明)を検討し、最後に「一般的歴史法

則」の問題点を検討することにする。

科学的説明には発生的説明や統計的説明あるいは理由による説明などが挙げられるが、法則との関連で問題となる説明は「因果的説明」である⁵⁷⁾。ポパーは特殊な出来事の因果的説明の論理的構造を次のように分析する⁵⁸⁾。ある特殊な出来事を因果的に説明することは、その出来事を記述した言明を、「(1)自然法則の性格をもった普遍的言明と、(2)当面する特殊事例に関する『初期条件』と呼ばれる特殊な諸言明」との2つの前提から演繹することである。例えば、「ある糸が切れた」という特殊な出来事の因果的説明は、「ある与えられた構造S…をもつすべての糸には、ある特徴的な重さWが存在しており、それは、Wを越えるいかなる重さがそれに加わっても、その糸が切れるという意味での特徴的な重さである」という仮説と、「S₁なる構造をもつすべての糸にとって、その特徴的な重さWは1ポンドに等しい」という仮説、つまり「普遍的自然法則という性格をもった」仮説である2つの普遍的言明と、「これはS₁なる構造をもつ糸である」と「この糸に加えられた重さは2ポンドである」という初期条件を示す2つの単称的な言明から、演繹的に説明される。このように、特殊な出来事の因果的説明で使用される法則が1つであることは極めて稀であり、通常はいくつもの法則が使用されている（「包摂法則理論」(Covering-Law-Theory)⁵⁹⁾）。

このように、説明の対象となる出来事を記述する単称言明と、普遍言明で表わされる法則と、初期条件を記述する単称言明とが、因果的説明の論理的構造を成している。この構造においては、法則と初期条件から「予測言明」を演繹することが可能である。通例、法則との関連において、初期条件は「原因」と呼ばれ、予測言明は「結果」と呼ばれる。従って、原因の説明、結果の予測、理論(法則)のテストとの論理的構造は同一である⁶⁰⁾。この場合、具体的な出来事の説明に関心を向けるか、法則の発見とテストに関心を向けるかは、認識主体の問題関心に依存している。こうした問題関心の観点に立てば、「主として普遍法則を発見し、それをテストすることに関心をもつ」科学を「理論的科学」、「あらゆる種類の普遍法則を当然のことと前提し、単称的言明を見い出して、それをテストすることに関心をもつ」科学を「歴史的科学」と呼ぶことができる⁶¹⁾。この意味では、例えば歴史社会学のように、過去の出来事を対象としながらも、そこからの理論の発見に関心を抱いておれば、その研究は理論的科学と呼ぶことができるであろう。

前述のように、歴史の研究は過去の出来事を一定の観点から歴史的事実(歴史の個体)として再構成し、この事実を因果的に説明することを主要な課題としている。つまり、「歴史学は、法則や一般化といったものよりは、むしろ現実の特殊的な、つまり特殊な様々な出来事に対する関心によって特徴づけられる」⁶²⁾。言い換えれば、歴史の研究は、(1)「与えられた単称的な仮説をテストすること」と、(2)ある特殊な出来事(被説明項)が与えられると「その被説明項を説明するような特称的初期条件…を求めること」を主要な課題としている⁶³⁾。この場合、ある特殊な出来事が他の特殊な出来事の原因であるというのは、上述のように、法則との関連において言えるだけである。しかしながら、歴史的事実の因果的説明においては、この法則は「当然のこと」として暗黙の内に前提されており、特に具体的に明言されることは稀である。というのは、「例えば、もしジョルダノ・ブルーノの死の原因は火刑台で焼かれたことであったといったとしても、われわれには普遍法則——すべての生物は強い熱にさらされると死ぬ——をことさら述べる必要がない」からである⁶⁴⁾。このように、歴史的事実の因果的説明における普遍法則は、「日常的な経験を通じて、何人にもよく知られている」から、それが意識されることは稀である⁶⁵⁾。他方、「何故ブルーノが火刑台に送られたのか」という疑問に対する初期条件(原因)は極めて錯綜しており、歴史の記述において、各々の初期条件に対応する法則を一つ一つ定式化して、明言することはほとんど不可能である。

とは言え、歴史的説明においては法則に関する知識が全く不必要である、というのではない。むしろ、ウエーバーが「歴史家の認識が具体的結果の具体的原因への帰属だとすれば、何かある個性的な結果を妥当な仕方では帰属せしめることは、「法則定立的」知識…を用いずしては一般に不可能である」と言うように、「法則的知識」の利用は初期条件(原因)の発見に重要な役割を果たしている⁶⁶⁾。この法則的な知識の利用は、「客観的可能性」のカテゴリーの使用に他ならない。ウエーバーによれば、「事件の個性的性格をすべて再現し、因果的に説明すること」は不可能であり、1)「個々の状況が論議される出来事と何の関係もない」時、2)「本質的な構成要素が個々の状況と関係なしに生じる」時、その状況や要素は「因果的に重要でない」と判断される……そして「最初の決定的な因果帰属は、事の成り行きを事実上因果的に構成しているもろもろの構成分子の中から、1つまたは2・3の分子を取り出し、それをある方向で変化させて考えることであり、このように変化を加えられた経過の諸条件の下で……実際と同じ結果が「期待」されたであろうか、さもなければどのような違った結果が「期待」されたであろうか、を問うことに他ならない⁶⁷⁾。このように、可能性判断は「特定の条件を除外したり、変更する際に何が生じるであろうか、という事に関する言明」であり、可能性というカテゴリーは「経験規則」への関連、つまり、「『生起の規則』についての肯定的な知識、つまり『法則論的』知識」との関連を意味している⁶⁸⁾。

このように、歴史的事実の因果的説明においては、ある具体的な出来事の諸原因を記述する際に個々の法則を明言することはない。しかし、種々の初期条件(諸原因)を発見する手続きにおいては、法則に関する知識が方法的に重要な役割をはたすのである。この意味で、歴史認識は「法則の発見者」ではなく、「法則の利用者」なのである。

最後に、岸野教授の言う普遍的な歴史法則、つまり人間の歴史全体を前提とした社会発展の法則に関して、若干の検討を加えておきたい。1) 普遍的な歴史法則、あるいは「全地域的な規模の一元的な世界的世界史」を構想することは、ポパーの言う「全体論(Holism)」に陥る⁶⁹⁾。前章で論議した観点あるいは記述の選択性という前提に立てば、「事物のあらゆる性質あるいは様相の総体、特に事物を構成する諸部分の間に成り立つあらゆる関係の総体」という意味での全体的な記述は、そもそも不可能であるからである⁷⁰⁾。2) 「リンゴの落下という自然現象」は「万有引力の法則」という単一の法則だけによって説明しきれものではない。この説明では、「重力法則以外にも、われわれは風圧とか、枝が動く運動とか、リンゴの軸内における張力や、衝撃を受けてリンゴが受けた外傷とか、を説明する諸法則を考慮しなければならず」、従ってリンゴの落下を単一の法則によって説明することは不可能である⁷¹⁾。3) 複雑に錯綜した歴史的事実を単一あるいは一群の法則によって説明することが不可能であるが故に、例えば「古代の貴族を担手とした王朝風の運動遊戯」から「中世の騎士や武家を代表とした尚武的運動遊戯の形態」への発展を、法則的に説明することは不可能である⁷²⁾。しかも、論理的に見れば、こうした言明は普遍言明ではなく、特定の時空間に限定された特定の対象に関する「単称言明」である⁷³⁾。4) 他方では、法則の論理的な観点に立てば、例えば「文明化してすべてが機械によって代行されるようになれば、実用術として発生した人間の運動形態は、純粹遊戯形態へと分化する」という言明は、存在言明の主張であり、法則的な普遍言明として定式化し得ない⁷⁴⁾。この言明は、「文明化」という初期条件に依存しており、この初期条件が持続する限り、実用的な運動形態が純粹遊戯形態へと分化するという一定の傾向あるいは趨勢を示している。このように、発展法則は初期条件に依存した趨勢命題であり、普遍言明による法則とは言えない⁷⁵⁾。

8. 歴史研究の客観性

岸野教授は、「一般法則や仮説との関連性を考えない限り、まったく主観的な歴史記述になっ

てしまう」とか、「歴史叙述の一般性は、全人類的な一般法則や各段階の特殊法則によって確立される」と指摘して、歴史研究の客観性が一般法則との関連性において確立されると主張する⁷⁶。しかし、前節で教授の主張する「一般的歴史法則」が成立し得ないことを指摘した。とするならば、歴史研究の「客観性」はいかにして保証されるのであろうか。

ウエーバーは、「あらゆる経験的知識の客観的妥当性は、与えられた現実が、ある特殊な意味で主観的な諸カテゴリー、即ち我々の認識の前提を表示する諸カテゴリーであり、また経験的知識のみが与え得る真理の価値を必ず前提とするような諸カテゴリーに従って、整序されるという事実、またこの事実のみに基づいている」と指摘して、科学的認識の客観性の根拠を「観点の主観性」に求めた⁷⁷。既に「5. 観点の多様性と歴史の意義」で指摘したように、過去の出来事を選択は認識主体の問題関心に依存し、歴史的事実の再構成に当たっては対象の価値解釈(価値分析あるいは価値関係)が方法的に重要な役割を果たし、普遍概念である理想型概念の構成においても価値解釈が方法的に重要な役割を果たしている。その一方で、価値判断の基準の妥当性の問題は無限後退に陥ることを指摘した。しかしながら、歴史の研究においては価値解釈に基づく観点を前提としている以上、価値判断の問題を避けて通ることは不可能である。そこで、価値問題を「没一価値的」に論議するよりも、むしろ自らの価値的立場を「価値—自由(Wert-Freiheit)」に明示して、論議することが肝要になってくる。というのは、問題関心や観点の論議の地平における「客観性」はなによりもまず自己の立脚している前提、すなわち価値理念を自覚することを基盤とする⁷⁸からである。従って、例えば「スポーツの現代史研究の必要性」を主張する場合には、必要性を唱える根拠となる自らの判断基準(評価基準)を、意識的にせよ無意識的にせよ曖昧なままにしておくことは許されず、むしろこの判断基準を論議の中で明確に提示することが要請される。

他方では、こうした価値問題の論議の地平においては、「実践的命の規範としての妥当性と、経験的事実の確定の真理としての妥当性ということとは、問題の地平を異にしている」ということを明白に認識すべきである(「方法論的二元論」)⁷⁹。というのは、「推論において前提のいかなる部分にもふくまれていない要素は、結論にもふくまれえない」という論理学の規則に従えば、一定の事実(存在言明)から一定の価値判断(当為言明)を演繹することは不可能であるからである⁸⁰。例えば、「ドーピングは体に害を与える」(存在言明)が故に、「ドーピングを禁止すべきである」(当為言明)という主張は日常的にしばしば見られる見解であるが、論理的には誤った主張である。この場合、われわれは「体に害を及ぼすすべての薬品は禁止されるべきである」という当為言明(価値判断)を暗黙の内に前提としている。従って、上述の「価値—自由」の基準と論理的な規則とを遵守しようとするれば、この前提を明確に提示する必要がある。

さて、科学的客観性が認識主体に内在するのではないという点では、ポパーも同じ見解である。ポパーも方法論的二元論を支持し、観点の主観性を認める。即ち、前者に関して、彼は「ある事実を言明する文から、規範や決断、あるいは例えば政策の提言などを言明する文を引き出すことは不可能である」と述べている⁸¹。後者に関しては、「疑いもなく、観点のない歴史は有り得ない」のであるから、初期条件の錯綜性からくる因果的説明の困難さを避けるためには、「予め考えられた選択的観点というものを、自らの歴史に導入すること、つまり我々の関心を引くような歴史を書くことである」と指摘している⁸²。このように、方法論的二元論と価値—自由に関してはポパーとウエーバーは重なり合うところが多い。

しかし、客観性を巡る両者の相違は、ポパーが科学の客観性を批判的伝統に求めている点にある。彼によれば、「科学の客観性とは、種々の科学者の個人的な事柄ではなく、科学者がお互いに批判しあうという社会的な事柄」なのであり、「批判的方法の客観性にある。それは特に次

の2点、つまりいかなる理論も批判を免れないということと、批判の論理的補助手段である論理的矛盾のカテゴリーが客観的であることにある⁸³⁾。つまり、「科学的言明の客観性は、それらが間主観的にテストされる(inter-subjectivity tested)という事実にある⁸⁴⁾。従って、理論科学にせよ歴史科学にせよ、科学的研究における客観性の論議では、研究者相互の「合理的な批判」の伝統が不可欠である。

ウエーバーにせよポパーにせよ、科学的認識の客観性が科学者の個人的な事柄に還元される問題ではないという点で一致している。しかし、とりわけ科学的客観性が「ある程度まで社会的諸制度に基礎をおいている」ことを主張するポパーの指摘は、客観性の問題を考えるうえで重要な示唆を含んでいるように思われる⁸⁵⁾。

IV. 結 論

9. スポーツ史学の方法論的前提

本稿の課題は、スポーツ史研究における方法論上の諸前提を、経験科学の方法論の地平から論定することにあった。そこで、最後に、これまで述べてきた論点を整理することによって、スポーツ史研究における方法論上の前提を明らかにしておきたい。というのは、前節までにおいて論議してきたことは、経験科学的な歴史認識に共通な方法論であり、スポーツ史研究が経験科学的な歴史研究である以上、当然この方法論に依拠せざるを得ないからである。

1) 歴史の意味は、特殊な出来事に「客観的に」内在するのではない。過去の出来事は、無限の多様性を示している。この中からいかなる出来事を選択するかは、研究者の主観的な問題関心あるいは価値関心に基づいている。このように、歴史に意味を与えるのは研究者の主観的な価値観であり(事実—意味の二元論)、しかも対象の選択には絶対的な基準は存在しない。

2) 歴史的事実の再構成の際の観点は多様であり、この観点を導出するのは対象の価値分析と価値関係である。しかし、観点の選択には、出来事の場合と同様に、絶対的に妥当する基準が存在しない。

3) 歴史的事実の再構成の際に使用される概念は、普遍の対象である「真なる存在」(本質)を表現するものではない(本質主義の否定)。むしろ、概念は同一の性質をもつ対象のクラスに対するラベルである(唯名主義の支持)。

4) 歴史研究で使用される概念は、特定の観点を前提とした理論的構成体であり、この意味では「理想型的概念」である。従って、理論的構成体である概念と事実とを混同することは許されない。

5) 理想型的概念は公理的理論ではない。むしろ、理想型的概念は歴史的個体を構成するための理論的モデルである。この理論的モデルは、概念を説明する言明を「右から左へ」と読むことによって意味が与えられ、それによって歴史的事実を解釈するための判断基準となる。

6) 科学的認識における因果的説明は、論理的には法則と初期条件と予測命題から構成されており、この意味では理論科学と歴史科学との間に論理学上の相違があるわけではない。むしろ、理論科学は法則の発見とテストに、歴史科学は初期条件の発見とそのテストに関心を抱く。従って、歴史の研究では、過去の特殊な出来事に関心を抱くが故に、法則を定立することが課題なのではない。

7) 歴史的事実を因果的に説明するために、単一あるいは複数の一般的歴史法則を措定することは不可能である。というのは、一般的歴史法則の措定は「全体論」に陥るからである。他方では、歴史的事実の説明においては、錯綜した初期条件に対応する法則をそれぞれ明記することは不可能である。

8) 歴史的事実の因果的説明に法則的知識が不必要なのではない。この知識は、歴史的事実の原因を発見する手続きにおいて、重要な方法的役割を果たす。

9) 歴史的事実の意味解釈あるいは歴史的評価においては、解釈あるいは評価の基準を明確に提示すべきである。

10) 歴史研究の客観性を巡る論議では、存在言明—当為言明に関する方法論的二元論を堅持すべきである。

11) 科学的研究の客観性は、問題関心と観点の論議の地平ではウエーバー的な意味での「価値—自由」によって保証され、記述と説明の論議の地平ではポパー的な意味での「研究者相互の間主観的な論議の可能性」によって保証される。

このように見てくれば、スポーツ史(歴史)研究の課題は、各研究者の問題関心に基づいて選択された過去の出来事の中から、1) 理想型的概念を使用しながら、一定の観点の下に歴史的事実を再構成し、2) 法則的知識を利用しながら、この歴史的事実を因果的に説明することにある、と言えるであろう。

注

*本稿は、筆者が山口大学教育学部在職中に同僚であった水光雅則氏(京都大学教養部)との会話に遡る。言語学(英語の音韻論)を研究している彼は、当時(1978年12月頃)、科学哲学あるいは科学的な認識方法論の重要性を指摘し、ポパーやヘンペルらの分析哲学者の名前を教示してくれた。スポーツ史研究の認識方法を模索していた筆者にとっては、彼との会話がこれらの分析哲学者の著作や、ウエーバーの著作へと向かわせる契機となった。彼は本稿の原稿に対しても、有益な助言を与えてくれた。同じく山口大学時代の同僚であり、純粋数学(トポロジー)を研究している渡邊正氏(山口大学教育学部)には、1982年2月から約1年間に渡って、近藤・好並の『論理学概論』を講義して貰った。彼の講義がなければ、ポパーの科学哲学の理解は不可能であった。水光氏と渡邊氏との出会いがなければ、本稿の作成は不可能であった。本稿の構想の段階では、本学での同僚であった鶴岡英一教授(岡山大学教育学部)による様々な観点からの助言があった。鶴岡氏は本稿の原稿にも、有益な助言を与えてくれた。また、本学文学部の山代宏道氏(西洋古代中世史)からは、本稿の英文抄録の作成に対して有益な示唆を受けた。最後に、恩師である岸野雄三教授(国際武道大学)の多大な学恩に深く感謝しなければならない。そもそも、筆者をドイツ中・近世のスポーツ史研究へと導き、スポーツ史研究においても科学哲学が必要なことを指摘してくれたのは、岸野教授であった。

1. 岸野雄三：スポーツ史研究の現状と課題、『スポーツ史研究』第1号(1988)、1-8頁。
2. この他のスポーツ史学会に関しては、「アジア・太平洋地区体育史学会」(APCHPER, 1971)、「アフリカ・スポーツ史研究委員会」(CSHSA, 1973)、「カナダ体育・スポーツ史学会」(CAHPER, 1970)などがある。スポーツ史の専門誌に関しては、「Canadian Journal of History of Sport and Physical Education」(カナダ, 1970年創刊, 1981年以降「Canadian Journal of History of Sport」に名称を変更)、「Journal of Sport History」(北米, 1974年創刊)、「Stadion」(西ドイツ, 1975年創刊)、「British Journal of Sports History」(イギリス, 1984年創刊, 1988年以降「The International Journal of the History of Sport」に名称を変更)、「スポーツ史研究」(日本, 1988年創刊)がある。日本体育図書館協議会雑誌目録編集委員会(編)：日本体育図書館協議会雑誌目録 外国雑誌編, 1985, 日本体育図書館協議会；谷釜了正：体育・スポーツ学術研究団体, 日本体育協会監修, 岸野雄三編『最新 スポーツ大事典』大修館書店, 1987, 715-718頁, を参照。
3. 例えば、フットボールと暴力に関しては, Elias, N. & E. Dunning : Folk Football in Medieval and Early Modern Britain. in : Elias, N. & E. Dunning (ed.): Quest for Excitement. Oxford 1986, pp.175-190. を, 産業

化とスポーツに関しては、Eichberg, H.: Der Weg des Sports in die industrielle Zivilisation. Baden-Baden 1979². ; Guttman, A. : From Ritual to Record. The Nature of Modern Sports. New York 1978. を参照。

4. 例えば、歴史社会学的な研究に関しては、前注のダニングとアイヒベルク及びガットマンの一連の研究を参照。歴史民族学的な研究に関しては、Blanchard, K. & A. T. Cheska : The Anthropology of Sport. An Introduction. 1985 Massachusetts. (大林太良監訳、寒川恒夫訳：スポーツ人類学入門、大修館、1988) を参照。歴史地理学的な研究に関しては、Bale, J. : Sport and Place. A Geography of Sport in England, Scotland & Wales. London 1982. を参照。わが国において「社会史」という名称を付した最初の論稿は、筆者の知る限り、根上優：民衆娯楽と社会史——イギリススポーツ史の新たな問題領域を探る試み、『体育・スポーツ社会学研究』第1号(昭和57)77-94頁、である。また、わが国の民族学的あるいは文化人類学的なスポーツ史研究に関しては、寒川恒夫：スポーツの民族学的アプローチ——先史のスポーツを探る試み、そのプロローグ、近藤英男(編)：スポーツの文化論的探求体育学論叢(Ⅲ)、タイムス、昭和56、28-51頁、を始めとする彼の一連の研究が挙げられる。

ところで、岸野教授は「1970年代以降のスポーツ史研究は、社会学との提携を深め、歴史学と社会学との学際的な領域となり、スポーツ史はその中核を社会史に置くような時期に到来したといえよう」と指摘している(前掲書、7頁)。ただ、岸野教授は「社会史」に関して、「支配集団の高級文化から一般諸階級の民衆文化への視座の転換」を指摘するに留まり、社会史が提起した社会科学的歴史学の方法論には言及していない(前掲書、6頁)。この他、J. W. Berrymannは『Journal of Sport History』の創刊10年を記念した「回顧特集」の「序文」(Vol.10(1983)No.1, pp.5-6)において、次のように述べている。「1970年代初期には、イギリスの経験的な伝統を受け入れる傾向にあり、この伝統によってスポーツ史の多くは記述的かつ物語的であった」。しかし、1970年代半ば以降、学問的探求の意義ある領域としてのスポーツ史の可能性が肯定的に評価されるようになり、「スポーツ史家は、一般史家と同様に、理論を再発見し、社会学や人類学や政治学における諸観念に関心を示し始めた」。この他、ヨーロッパにおけるスポーツ史の研究動向に関しては、この「回顧特集」におけるA. Guttman : Recent Work in European Sport History, pp.35-52, および阿部生雄：イギリス・レジャー史、スポーツ史の中の社会史論争——その断章、『体育の科学』第39巻第8号(1989)、647-651頁、を参照。

5. 阿部教授は「社会史研究の主題」を「人間と人間の関係の変化を明らかにすること」と規定している(阿部謹也：ヨーロッパ・原点への旅 時間・空間・モノ、『社会史研究』第1号(1982)、1-81頁。ここでは2頁)。O. Brunnerは「社会史[Sozialgeschichte]という言葉で私が理解するのは、ある「専門分野」の対象となりうる特定の個別領域ではなく、一つの考察様式、すなわち、人間と人間集団をその共同生活、その社会関係においてみる見方である」(Brunner, O. : Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte. Göttingen 1980³, S.80, 石井他訳：ヨーロッパ——その歴史と精神、岩波書店、昭和49年、115頁)。増田教授は自らの言う「社会史」について、「しいていえば、支配と団体の双方をふくめた『社会』構造の歴史、その転換の諸相をあとづけるということなのである。そして出来ればそのグローバルなスケールでの比較をおこなう方法を模索したい」と述べている(増田四郎：社会史への道、日本エディタースクール出版部、1982、143頁)。J. コッカは「社会史」という概念で3つの意味を区別している。「第一は、歴史学の内部における部分史としての社会史であり、第二は、社会全体の歴史としての社会史(即ち『社会構造史』[Gesellschaftsgeschichte])であり、第三は、『構造史』[Sturukuturgeschichte]の意味で用いられている社会史である」(ユルゲン・コッカ、早島瑛訳：社会史の概念と方法、『思想』No.663(1979)、61-89頁。ここでは66頁。J. Kocka : Sozialgeschichte Begriff-Entwicklung-Problem. Göttingen 1977.の特に70-111頁をも参照)。
6. 「社会構造史」については、前注の増田教授とコッカの見解を参照。時系列の歴史学と社会史における数量化の方法に関しては、ル・ロワ・ラデュリ、樺山他訳：新しい歴史 [歴史人類学への道]、新評論、1981. を参照。歴史民族学に関しては、ジャック・ルゴフ、二宮宏之訳：歴史学と民族学の現在——歴史学はど

こへ行くか、『思想』No.630(1976), 1-17頁, を参照。

- 7.H. Ueberhorst : Sinn und Aufgabe einer Sportgeschichte in der modernen Geschichtswissenschaft. in : H. Ueberhorst(Hrsg.): Geschichte der Leibesübungen. Bd.3/2. Berlin/München/Frankfurt a. M. 1980. S.7.
- 8.H. Ueberhorst : Ibid., S.7.
- 9.日本体育学会では, 1962年の第13回大会における体育史専門分科会のシンポジウムで「体育史研究法をめぐる諸問題」が取り上げられ, 1980年の第36回大会での体育史専門分科会のシンポジウム「体育史における近代化について——ハネス・シュトロマイヤー論文をめぐる——」において, 唐木国彦教授が「H.シュトロマイヤーの『近代化』論における社会史の方法について」と題して発表している程度である。関春南教授が雑誌『体育科教育』(1988年12月号, 70-71頁)において, 「今こそ, 体育・スポーツ史研究の方法論の論議と現代史研究を」と題する小論を発表したが, この論稿が学界内で論争にまで発展することはなかった。
- 10.例えば, スポーツ史学会第1回大会(1987)での野々宮徹氏の「スポーツ文化の周縁性に関する一考察」や小沢英二氏の「1896年のニューヨーク・サイクル・ショーに関する史的考察」, 第2回大会(1988)での奈良重幸氏の「“LOVE”その解釈をめぐる」など。しかし, 注4で指摘した岸野教授の理解に見られるように, わが国のスポーツ史研究者の間では, 「社会史」を「民衆史」あるいは政治史以外の「個別史」(スポーツ史)と理解したり, 数量的な方法と理解する傾向が強くなり, むしろ社会史の方法論上の問題, 特にマルクス主義的な歴史理解とウエーバー的な歴史理解との対決, あるいは社会科学的な歴史認識の方法という側面への関心が希薄であるように思われる。
- 11.本稿は, スポーツ史研究の方法論に関する国外の諸見解を, 学説史的に検討することことを目的としているのではない。この点に関しては, 岸野教授の一連の研究, 及び注7で挙げたユーバーホルストの研究が参考になる。特に, ユーバーホルストの研究は, 歴史学全体における方法論を巡る論議を検討した後に, ドイツのスポーツ史研究者による諸見解を検討している。
- 12.稲垣正浩: スポーツ史学, 日本体育協会監修, 岸野雄三編『最新 スポーツ大事典』, 大修館書店, 1987, 582-583頁。
- 13.岸野雄三: 体育史・体育史学への試論, 大修館書店, 昭和48(特に, 第4章「体育史の研究法」); 体育の歴史的研究法, 日本体育学会(編): 体育学研究法, 体育の科学社, 昭和36, 351-386頁; スポーツ科学とスポーツ史, 『体育学研究』19巻(1974)4・5号, 167-174頁; スポーツ科学とは何か, 朝比奈・水野・岸野編: スポーツの科学的原理, 大修館書店, 1977, 77-133頁。ここでは『体育史』の226頁。
- 14.木下秀明: 日本体育史研究法, 前川・猪飼・笠井他編: 現代体育学研究法, 大修館書店, 昭和51, 438-448頁。ここでは438/39頁。
- 15.成田十次郎: 外国体育史研究法, 前川・猪飼・笠井他編: 現代体育学研究法, 大修館書店, 昭和51, 448-458頁; 体育史, 東龍太郎監修: 保健体育学体系8 体育学事典, 中山書店, 1957, 23-48頁。ここでは「外国体育史研究法」の451/53頁。
- 16.岸野: 体育史, 225頁。
- 17.岸野: 前掲書, iii頁, 226頁。
- 18.浜井教授と碧海教授の研究に見られるように, 社会科学の方法論に関するウエーバーとポパーの見解は多くの点で一致している。しかしながら, 両者の根本的な相違は, ポパーの「反証可能性」の基準に見られるように, 理論や法則の論理的基盤にあるように思われる。浜井修: ウエーバーの社会哲学 価値・歴史・行為, 東京大学出版会, 1982。碧海純一: 新版法哲学概論 全訂第一版, 弘文堂, 昭和54。
ところで, 柳父園近氏(ウエーバーとポパー 科学観の交錯と現代, 『歴史と社会』第4号(1984), 81-104頁)は, ポパーの法則や反証可能性の理論が自然科学をモデルにして構築されたと理解している。しかし, 彼はポパーの科学方法論が現代の記号論理学にも基づいている点を見逃しているように思われる。なお, 丸山真男・世良晃志郎: 歴史のディレンマ——マルクス, ウエーバー, ポパーをめぐる——,

- 『創文』200号記念特集号、26-43頁も参照。
19. 本稿の作成に当たっては、世良晃志郎：歴史学方法論の諸問題 第二版、木鐸社、昭和58における諸論稿と、前述の浜井と碧海の著作を特に参考にした。
20. 岸野：体育史、225/26頁。
21. 因果帰属と法則に関しては、本稿の「7. 歴史的説明(因果的説明)」を参照。
22. オグデン／リチャーズ(石橋幸太郎訳：意味の意味、新泉社、1985(新装版)、第9章「意味の意味」(261-287))が指摘しているように、「意味」という概念自体が多様な意味を内包している。しかし、「歴史の意味」が問題になる場合の「意味」は「価値関係的な意味」を示している。というのは、そこでは「取り上げるに値する歴史的出来事かどうか」という観点から、「歴史の意味」が問題になるからである。
23. 世良教授(前掲書、6-8頁)は、歴史の意味に関する考え方を「事実主義的思考」と「主体的思考」とに区分している。本稿では、問題が事実と意味の論議世界にあることを考慮して、「事実—意味の一元論」と「事実—意味の二元論」とに区分した。
24. 世良：前掲書、6頁。下線部は原文では傍点。世良教授は「事実さえ明らかにすれば、そこからおのずからにして歴史の意味や脈絡が浮かび上がってくるであろう」と考える立場を「素朴実証主義」と呼んでいる。この立場では、正確な事実の収集とその叙述だけが歴史研究の任務とされ、概念・理論・法則などは全く無縁なものと考えられる(同書、5頁、下線部は原文では傍点)。しかしながら、他方では、歴史学も経験科学である以上、経験的に検証可能な事実(史料によって検証可能な事実)を対象にする、という経験科学にとって基本的な実証的立場は堅持されなければならないだろう。
25. 林毅：西洋法史学の諸問題、敬文堂、1982、183頁。下線部は原文では傍点。林教授は本文で引用した部分の前で、次のように述べている：「第一にマルキシズムは、世良教授とは異なって、事実そのものないし事実の複合体である現象そのものの中に、人間にとって一定の意味を有する性質(質)が含まれていると考える。そしてこの事象が有している質は、人間の社会的実践の過程で、経験という形で人間に印象づけられ、意識に反映せしめられ、思考による抽象化を経て「概念」化せられるということになる。但し、その際に、その人間が実践の過程でどういう立場に立っているかによって、その意味は正しく反映されるもするし、歪んだ形で反映される。いうまでもなく、プロレタリアートの階級的立場に立っている時にその意味は最も正しく反映されるのであり、そうしていわゆる「歴史の発展法則」も認識されることになるのである」。
26. 世良：前掲書、7頁。
27. Popper, K. R.: The Open Society and its Enemies. Vol. 2, 1980⁵, p.278, p.278/79. (以下では“Open”と省略、武田弘道訳：自由社会の哲学とその論敵、世界思想社、1980、408/09頁。なお、以下のポパーとウエーバーの引用は、筆者の責任において訳出した)。ポパーは「歴史に意味はあるか?」という疑問に対しては、「歴史は意味を持たない」と主張している(Popper: Ibid. p. 269., 武田訳：400頁)。
ウエーバーも事実と意味とを明確に区別している。「『文化』とは、意味のない無限の世界生起の中から、人間の立場によって意味と意義をもって考え出された有限の断片である」、あるいは「文化実在の認識はすべて、…常に、特殊化された特別な観点の下での認識である」。Weber, M.: Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre. Herausg. von J. Winckelmann, Tübingen 1982⁵, S. 177/78. (以下では“WL”と省略、恒藤恭校閲、富永祐治・立野保男共訳：社会科学方法論、岩波書店、昭和43、58/60頁)。
28. このように見てくれば、そして後述の概念と法則とに対する岸野教授の見解をも考慮するならば、歴史の意味を巡る教授の立場は、基本的には「事実—意味の一元論」(特に「法則主義的立場」)に立っている、と言えよう。注の44を参照。
29. Weber, M.: WL, S. 233. (森岡弘通訳：文化科学の論理学の領域における批判的研究、エドワルト・マイヤー／マックス・ウエーバー、森岡弘通訳：歴史は科学か、みすず書房、1970、99-227頁。ここでは

128/29頁)。更に、ウエーバーは「何が研究の対象となるか、またどこまでこの研究が因果連関の無限の中に広げられるかを規定するものは、研究者および彼の時代を支配する価値理念である」(WL. S.184.富永・立野訳：64頁)と述べている。この意味では、岸野教授が指摘するように、「問題の提起やテーマの選択にはたしかに時代的な傾向がみられる」のである(体育史, 267/68頁)。

ところで、研究対象の選択が認識主体の問題関心に依存するのであるから、ポパーが主張するように、あらゆる認識の出発点をなすのは問題である。「認識は知覚や経験、あるいは資料(データ)や事実の収集と共に始まるのではなく、問題と共に始まる」、「科学的な研究の出発点となるのは観察自体ではなく、特別な意味をもった観察、つまり問題産出的な観察である」。Popper, K.R. : Die Logik der Sozialwissenschaften. in: Adorno, T.W., Albert, H., Dahrendorf, R., Habermas, J., Pilot, H., Popper, K.R. : Der Positivismusstreit in der deutschen Soziologie. Neuwied/Berlin 1971³, S.103-122. ここでは104/105頁(以下では“Sozial”と省略, 城塚登・浜井修訳：社会科学の論理——ドイツ社会学における実証主義論争, 河出書房新社, 1986⁴, 110/11頁)。

30. 関春南教授は「今こそ、体育・スポーツ史研究の方法論の論議と現代史研究を」と題する小論(『体育科教育』1988年12月号, 70-71頁)において、「体育・スポーツの現代史研究(者)が極めて少ない」理由を、体育・スポーツ史研究の中で支配的であった「実証主義史学の方法」に求めている。しかし、教授は「史実を選びだすことの基準・価値判断こそ、現代の関心、問題意識、課題意識からなされる」と正しく指摘しながら、なぜ近代史に比べて現代史が重要なのかということの判断基準を明示していない。更に、「『事実』はそれのみで意味をもつものではなく、事実と事実との間にある全体的連関と法則の中ではじめて、『歴史的事実』としての意義と価値が与えられる」という教授の法則主義的立場に基づく見解は、本稿の立場からすれば、受け入れ難い主張である。

31. 岸野：体育史, 269頁。

32. Weber: WL. S.241-245. 森岡訳：139-145頁。

33. このような観点の主観性を認めない論議は、世良教授が主張するように、「自己の世界観を予め事実の世界に投影しておいて、このことを明確に自覚しないまま、客観的な現実自体が自分の世界観と同じ構造をもっていると認識するところに成立する」(前掲書, 9頁)。むしろ、観点の選択は原則的には自由である。しかし、実際には、観点の選択には一定の歯止めがかけられる。世良教授は観点の妥当性の基準として次の3点を挙げている：1)「何らかの社会的意味をもった観点」かどうか、2)何らかの意味で現在との関連を有した観点かどうか、3)「より包括的な諸事実を総合的に把握しようような観点」かどうか(前掲書, 34頁)。

34. Weber: WL. S.245-246. 森岡訳：145-148頁。

35. Weber: WL. S.261. 森岡訳：170頁。

36. Weber: WL. S.512. (中村貞二訳：社会学ならびに経済学における“価値自由”の意味, 『山口経済学雑誌』17巻第5・6号(92-112), 18巻第1号(87-96), 18巻第2号(82-93), 18巻第3号(84-93), ここでは第18巻1号90頁)。

37. Weber: WL. S.252. 森岡訳：156頁。

38. Weber: WL. S.263. 森岡訳：173頁。

39. 岸野：体育史, 208頁, 286頁。

40. Popper: Open, Vol. 1, p.32. 武田訳：30頁。碧海教授は「経験科学」を、「実在世界のありかたについて経験内容をもつ命題を仮説として提示し、それを経験的データにてらしてテストし、なかんずく、能うかぎり法則的な仮説をたてて、それによって事象を説明し予言することを任務とする諸学問」と定義している(法哲学概論, 183頁)。

41. ポパーは歴史研究の課題について、次のように述べている：「歴史は、様々な特殊な出来事の説明だけではなく、特殊な出来事それ自体を記述することにも、関心をもっている。歴史の最も重要な課題の一つは、

- 明らかに、興味ある諸事件をその特殊性あるいはユニークさにおいて記述することである」。Popper, K. R.: *The Poverty of Historicism*. London 1979². p.146/147.(以下では“Poverty”と省略, 久野収・市井三郎訳: 歴史主義の貧困 社会科学の方法と実践, 中央公論社, 昭和43¹⁰, 221頁)。
42. 「本質主義」(Essentialism)という表現は、ポパーの造語である。彼は、伝統的に「実念論」(Realism)と呼ばれる名称が「観念論あるいは唯心論」(Idealism)と呼ばれて誤解を招くが故に、これを避けて「本質主義」という名称を造語した(Poverty, p.27. 久野・市井訳: 50頁)。ポパーによる本質主義(方法論的本質主義)の批判と唯名主義(方法論的唯名主義)の擁護に関しては、「Poverty」の「10. Essentialism versus Nominalismus」(pp.26-34. 久野・市井訳: 49-60頁), 及び「Open」の「11. The Aristotelian Roots of Hegelianism」(Vol. 2. pp. 1-26. 武田訳: 176-198頁)とを参照。
43. 方法論的本質主義における「科学的研究が事物を説明するためには、事物の本質に迫らなければならない」という主張は、アリストテレスに始まる(Popper: Poverty, p.28. 久野・市井訳: 52頁)。こうした方法論的本質主義からスポーツを論じた代表として, Diem, K.: *Wesen und Lehre des Sports und der Leibeserziehung*. Berlin 1960²(福岡孝行訳: スポーツの本質と基礎, 法政大学出版局, 昭和37(5版))を挙げることができる。
44. Popper: Open, Vol.2. p.291. (Note 42). 武田訳: 注の部, 191頁。ところで、伝統的な論理学では、例えば「人間は正直である」という言明を日常的な文法的表現と捉えるから、この言明では「人間」と「正直」というクラスの包括関係だけが問題となり、現代の記号論理学で問題となるような「人間でもなく正直でもない」というクラスは問題とならない。ここに名辞論理学の論理学上の限界がある(沢田茂彦: 現代論理学入門, 岩波書店, 1968, 121-126頁)。なお、真一偽問題に関しては、注83を参照。
- 岸野教授は「現在解決を要する緊急な課題は、第1に体育に関する基本概念を明確に規定すること、第2に、それらの関係を体系的に把握することである」と指摘して、概念規定の明確化と体系化を試みている(体育史: 1章 体育概念の変遷, 2-53頁。特に, 3. 基本概念の体系的把握, 35-53頁)。このように、概念の明確化と体系化の問題を「体育史学への試論」の出発点していること、更に後述の法則理解における「本質的」理解に見られるように、教授の方法論の基本的な立場は、概念を認識の出発点とした「方法論的本質主義」に基づくものであると言わざるを得ない。他方、岸野教授の体育概念論を批判する佐藤氏も、内包とは「その概念が適用される事物・事象をそれたらしめている本質的徴表の総体」であると主張するように、基本的には本質主義の立場に立つものである(佐藤臣彦: 体育概念における範疇論的考察——体育概念に関する岸野理論の批判的検討を通して——, 『筑波大体育科学研究紀要』, 第8巻(1985), 9-21頁。ここでは、11頁)。
45. 碧海: 法哲学概論, 116頁。言語の記号的機能と現代論理学における概念との問題に関しては、同書の「第4章 記号の意味と解釈」(100-138頁)を参照。ポパーは言語の機能として、次の4つの機能を挙げている: 1) 表出的あるいは徴候的機能, 2) 刺激的あるいは信号的機能, 3) 記述的機能, 4) 論証的機能。Popper, K.R.: *Conjectures and Refutations: The Growth of Scientific Knowledge*. New York/London 1968. p.295.(以下では“Conjectures”と省略, 藤本隆志・石垣壽郎・森博訳: 推測と反駁 科学的知識の発展, 法政大学出版局, 1985, 546頁)。
46. Popper: Poverty, p.27. 久野・市井訳: 50頁。
47. 概念の定義に際しての性質の選択は、「われわれの認識目的とそれに即して主体的に選択される視点との関連においてのみ」行われる(碧海: 法哲学概論, 49頁)。しかし、同時に概念の定義に際してはヘンペルの言う「経験分析」(ある名辞が指示している経験的事実の性質の分析)と「意味分析」(ある名辞の同義的表現や既に使用されている表現の意味の分析)を十分に考慮しなければならない。しかも、概念は「明確かつ一義的であること」、つまり概念の外延が明白であることを要請される。碧海: 法哲学概論, 125-133頁, Hempel, C. G.: *Fundamental of Concept Formation in Empirical Science*, Chicago 1952, p.6-13.。このような

概念の定義の方法は、「体育」とか「スポーツ」といった名辞が学界内においても多義的に使用されているが故に、これらの名辞の概念規定に当たって極めて有効な方法であると思われる。

48. Popper: Poverty, p.29. 久野・市井訳：52-53頁。ウエーバーも「概念は目標ではなく、個性的諸観点の下に意義ある諸連関を認識する目的のための手段である」と指摘している (Weber: WL. S.207. 富永・立野訳：99頁)。
49. Weber: WL. S.191. 富永・立野訳：74頁。ポパーは「社会科学の大部分の諸対象…が、抽象的な諸対象であり、理論的な構成体である。(ある人々には奇妙に響くかもしれないが、「戦争」とか「軍隊」さえも抽象的な概念である)」と指摘している (Poverty, p.135. 久野・市井訳：204/05頁)。
50. ウエーバーは「理論的概念像の中に歴史的事実の『本来の』内容やその本質を固定」したり、「理念の実体化、理念を『本来の』実在あるいは現実の『力』として考える」「自然主義的偏見に基づいた理論と歴史の混同ほど危険なものはない」と指摘している (WL. S.195. 富永・立野訳：80頁)。ポパーも「理論的モデルを具体的な事物だと誤認する」と方法論の本質主義に陥る、と指摘している (Poverty, p.136. 久野・市井訳：205頁)。
51. Weber: WL. S.199. 富永・立野訳：85頁。岸野教授は例えば「王権神授説」を理論とか法則と見なしているが (体育史, 226頁)、本稿の文脈から言えば、これらの「説」はウエーバー的な意味での理想型的概念である。理想型的概念の方法論的意義に関しては、拙稿：スポーツにおける「規則」概念の分析——M.ウエーバーの「規則」概念の分析を手掛かりにして——、「広島大学総合科学部紀要Ⅵ 保健体育学研究」第4巻 (1986), 1-10頁をも参照。
52. Weber: WL. S.262. 森岡訳：172頁。理想型的概念と対象の意味解釈との問題に関しては、林道義：ウエーバー社会学の方法と構想 (岩波書店, 昭和45年), の第一部「理解社会学」における「II “Idealtypus” とその『価値関係』」(44-67頁)を参照。
53. Popper: Open.Vol. 2. p.14. 武田訳：187頁。ポパーは「我々は選択的な観点あるいは歴史的関心の焦点を、それがテスト可能な仮説として定式化しえない場合には、歴史的解釈と呼ぶことにしたい」と提唱している (Poverty, p.151. 久野・市井訳：227/228頁)。なお、テストに関しては、本稿の「8. 歴史研究の客観性」を参照。
- ところで、ポパーは社会科学における「方法論的個体主義」と「ゼロー方法」を提唱する。方法論的個体主義とは「我々の社会的なモデルを、叙述的あるいは唯名論的な見地から、即ち諸個人の態度や期待や諸関係、つまり様々な個体の見地から、注意深く構成し、分析すること」であり、ゼロー方法とは「介入する諸個人がすべて全く合理性をもつという仮定…の上にモデルを構築して、人々の現実の行動がそのモデルの行動とどれほど偏差するかを、一種のゼロ座標として後者を用いながら評価する方法」である (Poverty, p.136.141. 久野・市井訳：205頁, 212/213頁)。
54. 岸野：体育史, 226頁。下線部は原文では傍点。
55. 前掲書, 223頁。
56. 前掲書, 211頁。
57. 黒崎宏：科学的説明の特質, 『岩波講座 哲学ⅩⅡ 科学の方法』, 岩波書店, 1968, 329-353頁。
58. Popper: Poverty, p.123. 久野・市井訳：185/6頁。Popper, K. R.: The Logic of Scientific Discovery. New York/London 1968². p.59-62. (以下では“Logic”と省略, 大内義一・森博訳：科学的発見の論理(上), 恒星社厚生閣, 1984, 71-74頁)。ここで示したのは、特殊な出来事の因果的説明であるが、ポパーはこの説明と「規則性の因果的説明」とを区別している。彼によれば「規則性を因果的に説明することは、既にテストされ独立に検証された一連のより一般的な諸法則から、ある法則(その下で当の規則性が成立するような諸条件をも含んだ法則)を演繹すること」と述べている。このような普遍法則の定式化では、それが「妥当するための諸条件をすべて包括していなければならない」。例えば、「互いに十分に隔たっているために相互の引力が極めて小さいような多数の惑星が、もしもはるかに重い太陽の回りを動くならば、その場合には、

各々の惑星は太陽をその焦点とする一つの楕円を近似的に描いて動く」。Poverty, p.125. 久野・市井訳：189頁、下線部は原文ではイタリック。

他方、ポパーと同じ分析哲学の立場に立つヘンベルは、「一般的法則」を「適当な経験的発見によって確証されたり、あるいは反証されたりすることの可能な全称の条件的形式の言明」と定義し、「一般法則」という名称の代わりに「全称形式の仮説」あるいは「全称仮説」という名称を使用する。Hempel, C. G.: Aspects of Scientific Explanation and Other Essays in the Philosophy of Science. New York/London 1970. p.231. (以下では“Aspects”と省略)。ヘンベルにせよ、ポパーにせよ、法則は全称の仮言命題で示される。これを論理的に標準化すれば、「すべてのXについて、XがFならばXはGである」(記号化すれば、 $(x)(Fx \supset Gx)$ と示される)と表現される。沢田：前掲書、124頁。

ところで、法則を表す言明は「普遍言明」である。この普遍言明は「すべて言明(an all-statement)であり、無限数の個体について、いかなる場所、いかなる時にも真であることを主張する言明である(例えば「すべてのカラスは黒い」)。これに対して、単称言明は「存在言明(there-is statement)」であり、「有限の個別的(または特称的)時空領域内における特殊な諸要素の有限な部類だけ」に言及する言明である(例えば、「ここに黒いカラスがいる」)。普遍言明は、論理的には対偶の法則によって、「非存在言明」と等置である(例えば、「黒くないカラスはいない」)。この意味で、普遍言明は一定の事物または事態を排斥する言明である。この普遍言明に対して、「上野動物園のカラスは黒い」というように、個々の例証を挙げても、それは普遍言明を証明することにはならず(命題論理学における「後件肯定の虚偽」)、またそのような例証をすべて挙げることは不可能である。しかし、「ここに白いカラスがいる」という言明は、上述の普遍言明が偽であることを示し、これによって普遍言明は反証されたことになる。従って、普遍言明は反証されない限り「仮説」である。ここに、ポパーの言う「反証可能性」がある。反証可能性の程度が増大すれば普遍言明が伝える「経験的内容」も増大する。Popper: Logic. p.59-70. 大内・森訳：上、71-86頁。沢田允茂：哲学と論理学、「岩波講座 哲学X 論理」、岩波書店、1968、75-108頁。なお、単称言明の「真偽」問題に関しては、注83を参照。

59.ヘンベルは特定の出来事の因果的説明の構造を、次のように説明している。出来事E(被説明項事象)は、一般法則L 1, L 2…と、因果的先件C 1, C 2, …から演繹される。彼はこれを「説明の演繹的・法則的モデル」あるいは「説明のD-Nモデル」と呼び、この説明で使用される法則をW.ドレイの表現に従って「包摂法則(Covering-Law)」と呼んだ。このように、ヘンベルの因果的説明とポパーの因果的説明の構造は同一であり、両者の理論は「ポパー＝ヘンベル理論」と呼ばれる。Hempel: Aspects. p.335-354. (長坂源一郎訳：科学的説明の諸問題、岩波書店、1979、5-25頁)。浜井：前掲書、203-207頁。また、包摂法則に見られるように、「理論」は普遍言明の演繹的公理体系である(Popper: Logic, p.68-70. 大内・森訳：上、86-88頁)。しかし、こうした演繹的公理体系だけを「理論」と呼ぶか、あるいは「理想型的概念」をも含めて「理論」と呼ぶかは、それぞれ定義の問題である。

60. Popper: Poverty, p.123,133. 久野・市井訳：186, 201頁。従って、自然科学であろうと、社会科学であろうと、因果的な説明の構造は同一であり、ここに経験科学における「方法の単一性」がある(Popper: Poverty, p.130-143. 久野・市井訳：196-215頁)。これに対して、「自然」と「社会」という区分は、対象の性質からの区分である。因果的説明の論理的構造が同一であり、また法則が普遍言明である(注58)ことを考慮するならば、自然法則と歴史法則の両者の法則の論理的相違を主張することはできない。

61. Popper: Poverty, p.143/44. 久野・市井訳：216/217頁。高島弘文：カール＝ポパーの哲学、東京大学出版会、1977、253頁。岸野教授は価値関係の観点から、「[学問](Wissenschaft)という語は、価値関係を抽象して事物間の法則を定立する自然科学と、価値関係から個別的なものを選択して記述するような文化科学・精神科学との両者を含めて用いられている」と指摘する(体育史、215頁)。こうした区分は対象との価値関係からの区分である。しかし、法哲学者のラートブルフは、現実に対する価値的態度として次の4つ

の態度を区別している：1) 価値盲目的態度＝「方法的に行われるならば、自然科学的思惟の本質である」、2) 価値評価的態度＝「体系的に遂行されるならば、価値哲学をその3部門、すなわち論理学、倫理学および美学において特徴づける」、3) 価値関係的態度＝「文化科学的方法的態度」、4) 価値超克的態度＝宗教的態度。G.ラートブルフ、田中耕太郎訳：法哲学、東京大学出版会、1961、105-107頁。更に、教授が自然科学を「純粋学」「応用学」「技術学」へと区分(体育史、216頁)する基準は、認識目的からの区分である。このように、教授による科学の分類では、その都度異なった分類基準が適用されている。他方、論理学では知識を伝達する「言明」は、経験との関係から、経験に直接関係するような「総合的言明」と、経験に直接関係せず、形式的な正しさに関係するような「分析的言明」とに区分される。後者では「恒真性」(トートロジー)が問題となり、言明の正しさの「証明」が問題となる。こうした分析的言明に従事するのは論理学あるいは純粋数学であり、総合的言明に従事するのが経験科学である。沢田：前掲書、79頁。

62. Popper: Poverty, p.143. 久野・市井訳：216頁。

63. Popper: Poverty, p.144. 久野・市井訳：217頁。

64. Popper: Poverty, p.145. 久野・市井訳：218頁。

65. Popper: Poverty, p.145. 久野・市井訳：218頁。Henpel: Aspects, p.236. ところで、ヘンペルによれば、「歴史におけるいかなる説明も、原因あるいは蓋然的として解釈されようとも、一般に最初の条件と特に含意される全称仮説とが明白に示されず、明白に補われ得ない」。このような説明を、彼は「説明スケッチ」(explanation sketch)と呼んでいる。「そのようなスケッチは、多かれ少なかれ、関係すると見なされる諸法則と最初の諸条件を漠然と指示したものから成り、十分資格のある説明に変えるために、「充分にすること(Filling-out)」が必要である」。Aspects, p.237/38.

66. Weber: WL. S.179. 富永・立野訳：56頁。

67. Weber: WL. S.272/73. 森岡訳：184-187頁。

68. Weber: WL. S.275/76. 森岡訳：190-191頁。ウエーバーの言う法則論的知識に基づく状況の客観的可能性の分析という方法は、ポパーの言う「状況の論理(Logic of situations)」を想起させる。ポパーによれば、状況の論理は人間の行為をそれが起きる状況から説明することであり、「状況の論理は社会生活でも社会科学でも非常に重要な役割を演じる」(Open, Vol. 2. p.97. 武田訳：258-259頁)。この状況の論理は「説明の論理」ではなく、「理解」の方法である。「社会科学においては、客観的理解の方法あるいは状況の論理と呼ぶような、純粋に客観的な方法が存在する。…客観的に理解する社会科学は、心理学の助けを借らないで、状況から行為を説明するために、行為する人間の状況を十分に分析することにある。客観的な「理解」は、我々が行為を客観的に状況に添ったものであったと見なす点にある」(Popper: Sozial. S.120. 下線部は原文ではイタリック。城塚・浜井訳：125頁)。なお、浜井：前掲書、215-220頁、及び Poverty：p.147-149。(久野・市井訳：223-225)、更に本稿の注84も参照。また、ウエーバーの客観的可能性判断に関しては、市井の言う「反事実的条件判断(命題)」の方法も参照(市井三郎：哲学的分析——社会・歴史・論理についての基礎的試論——、岩波書店、昭和43、84-129頁)。

ところで、市井が指摘するように(前掲書、86頁、及び「E. H.カー『歴史とは何か』批判——歴史における客観性について」、『思想の科学』No. 6 (1962)9、108-114頁)、E. H.カーは「歴史とは何か」において、反事実的条件判断の方法を否定する(Carr, E. H.: What is History?. Penguin Books 1961. pp.87-107. 清水幾太郎訳：歴史とは何か、岩波書店、1967年、127-160頁)。しかも、彼は「ポパー教授は、彼が嫌いな歴史観に対する頭陀袋として“historicism”を使用している」(ibid., p.92. 清水訳：224/245頁)とポパーの見解を批判する。しかし、カーは、ポパーの「historicism」批判が方法論の本質主義、あるいは因果的説明における論理学的構造からの「方法の単一性」に基づいていることを全く理解していない。

この「historicism」という語は「歴史主義」と訳出するよりも、「歴史法則主義」と訳出する方が、ポパーの見解をより良く理解する助けとなると思われる。なお、「歴史法則主義」に関しては；高島：前掲書、「第

- 5章 歴史法則主義の貧困」, 239-277頁, 及び市井三郎: 歴史法則と論理——K.ポパー「歴史主義の貧困」——, 『思想の科学』No.6 (1959) 6, 26-32頁も参照。
69. 岸野: 体育史, 244頁, Popper: pp.17-19, pp.76-83. 久野・市井訳: 37-40頁, 119-130頁。
70. Popper: Poverty, p.76. 久野・市井訳: 120頁。むしろ, 全体という概念は, ゲシュタルト理論に見られるように, 「当該の事物のある特別な諸性質もしくは様相, 即ち…一つの組織された構造と見えるような特別な諸性質」と理解されるべきである。この意味では, 岸野教授が主張する「一般史」と「特殊史」の区分は全体と部分という対象のクラス関係であり, その区分は相対的なものである。しかも, 歴史学において言われる「一般史」は, コッカが指摘しているように, 「政治史」と同義に使用されてきた事情がある (Kocka, J.: Sozialgeschichte. Göttingen 1977, S.51-59.)。
71. 岸野: 体育史, 225頁。Popper: Poverty, p.117. 久野・市井訳: 176-117頁。ところで, 稲垣教授は次のように主張する。「近代スポーツの誕生の背景を考えると重要な示唆を与えてくれる」考え方は, 「詳しくは専門書に委ねるとして, 気候不順→穀物収穫量の減少→相対的人口過剰→慢性的栄養不良→死亡率の上昇と人口減少, 疫病の発生, 内乱, 戦争という図式がヨーロッパのこの時代にそのままあてはまる」という考え方であり, 従って「スポーツがバナキュラーな側面を切り捨ててインダストリアルな方向に進む第1の契機は天候不順に求めることができる」。この「近代スポーツの誕生」の「第1の契機」を「天候不順」に求めるこの説明では, 「→」を条件命題の記号と解釈すれば, 一見「包摂法則理論」と見られるかもしれない。しかし, 「穀物収穫量の減少がなければ, 気候不順も存在しない」という言明が簡単に反証されるように, 穀物収穫量の減少は気候不順にだけ依存するのではない。このような説明は「風が吹けば桶屋が儲かる」という言明と同様に, 決して法則的な普遍言明として定式化することはできない。稲垣正浩: 近代スポーツの誕生とその背景, 岸野雄三編著: 体育史講義, 大修館書店, 1984, 95-107頁。ここでは103頁。
72. 岸野: 体育史, 264/265頁。
73. ウエーバーが「発展も理想型として構成され, この構成は非常に高い索出的価値を有する」(WL, S.203. 富永・立野訳: 91頁)と指摘しているように, 発展法則あるいは発展段階は理想型と理解されるべきであろう。同時に, 理想型としての発展段階を理論的モデルと捉えることによって, 歴史的解釈への判断基準が与えられるであろう。ウエーバーの「進歩」の概念に関する分析をも参照 (WL, S.518-527. 中村訳: 18巻2号, 82-89頁)。
74. 岸野: 体育史, 267頁。原文の「人間の運動形態は, 日常生活, 労働, 戦争などの『実用術』(Brauchkunst)として発生したが, 文明化してすべてが機械によって代行される段階にいたるや, かつて実用を通じて獲得されていた体力や技能を代償する純遊戯的形態へと分化発展した」という言明を, 論理的に標準化した。
75. 「傾向を主張する言明は存在言明であって, 普遍言明ではない。…しかも, ある特定の時と場所における傾向の存在を主張する言明は, 単称的な歴史的言明であって, 普遍法則ではない」(Popper: Poverty, p.115/116. 久野・市井訳: 174頁) (注58をも参照)。確かに「説明された傾向というものには存在する。しかし, この傾向が持続するかどうかは, ある特殊な初期条件…が持続するかどうか, ということによって左右される」。しかし, 「傾向を説明あるいは還元することが論理的に可能であることは疑い得ない」。従って, 「我々にはできる限り立派に傾向を説明するという困難な課題, つまり傾向がその下で持続する諸条件をできるだけ正確に規定する, という困難な課題をもつ」。(Popper: Poverty, p.115/116. pp.126-129. 久野・市井訳, 174頁, 189-194頁)。
76. 岸野: 体育史, 223頁, 229頁。岸野教授の「一般」という概念の使用は多義的である: 1) 「歴史叙述の一般性は, 全人類的な一般法則や各段階の特殊法則によって確立される」という言明に見られるように, 「一般性は」は「客観的」という名辞と同義に使用されている。というのは, この言明は, 「一般法則や仮説との関連性と考えない限り, 全く主観的な歴史記述になってしまう」という言明の同意反復文であるからである。

- 2)一般法則という場合の「一般」は、「一般史とは何であり、そこでいわれる普遍的な「歴史法則」はなんであろうか」という言明に見られるように、「普遍」と同義である。3)更に、一般史と特殊史の区分では、一般は「全体」であり、特殊は「部分」である。
77. Weber: WL. S.213. 富永・立野訳：105頁。
78. 安藤英治：マックス・ウェーバーにおける「客観性」の意味，大塚久雄・安藤英治・内田芳明・住谷一彦：マックス・ウェーバー研究，岩波書店，1983年，3-42頁。ここでは39頁，下線部は原文では傍点。自らの価値理念を自覚し，評価問題に対する立場と観点を明示することは，研究者の「知的誠実さ」を前提としている。
79. Weber: WL. S.501. 中村訳：第17巻5・6号，104頁。存在一当為の一元論は，「方法論的一元論」と呼ばれる。
80. 碧海純一：合理主義の復権 反時代的考察 再増補版，木鐸社，1985年，246頁。
81. Popper: Open, Vol. 1. p.64. 武田訳，57頁。下線部は原文ではイタリック。
82. Popper: Poverty, p.150. 久野・市井訳，226頁。下線部は原文ではイタリック。ところで，ポパーは「価値自由」の問題に関して，次のように主張している。「客観的な，価値から自由な科学者は理想的な科学者ではない」，「客観性や価値自由は個々の科学者にとって實際上到達不可能であるばかりではない。客観性や価値自由は，それ自体が正に価値である。価値自由がそれ自体一つの価値であるとする，無条件の価値自由の要求はパラドックスになる」。Popper: Sozial, S.114/115. 城塚・浜井訳，119-120頁
83. Popper: Sozial, S.106. 城塚・浜井訳，111頁。普遍言明の反証については，既に注の58で指摘しておいた。それでは，単称言明の反証は，可能なのであろうか。特殊な出来事を陳述した言明は，様々なテストを経て，現実と「合致」する場合に「真」と見なされる。しかし，殺人事件の「冤罪」が示すように，単称言明の「絶対的真理」を主張することはできず，その意味では単称言明も仮説的である。このように，単称言明と普遍言明はいずれも「恒真性」を主張することはできない。ポパーにおける言明の真偽問題は，タルスキの真理論に依拠している。タルスキの真理論に基づく「事実との対応」説に関しては，Popper: Conjectures. p.215-250. 藤本・石垣・森訳：362-425頁，及び沢田：現代論理学入門，150-164頁を参照。対象言語とメタ言語との区別，およびタルスキによる「真」の意味論的な定義によって，有名な「嘘つきのパラドックス」(「クレタ島人が，すべてのクレタ島人は嘘つきである，と言ったとすれば，この言明は真か偽か)が論理的に解決された。他方，本質主義的定義と価値言明とが無限後退に陥るのは，名辞あるいは言明の真偽を論理的に決定できない点にある。
84. Popper: Logic, p.44. 大内・森訳：上，54頁。ポパーの批判的合理主義に関しては，碧海：法哲学概論，13-20頁，及びハンス・アルバート著 碧海純一訳：カール・ライムント・ポパーの批判的合理主義，「現代思想 第6巻 批判的合理主義」，ダイヤモンド社，昭和49，91-125頁を参照。
- ところで，ポパーは「客観的精神の理論」という論文において，世界を存在論的に区分される3つの部分世界(1.「物理的世界」，2.「心的世界」，3.「客観的意味における観念の世界」)に分類し，「第三世界」における「理解の理論(解釈学)」を展開している。それによれば，理解の過程または活動は「問題解決という一般的図式」によって示すことが可能である。つまり，「出発点となる問題」→「暫定的解決」→「誤りの排除」→「新しい問題状況」。従って，「理解の活動はあらゆる問題解決の活動と本質的に同じ」であり，それは「客観的問題状況のより詳細な分析」である。このような理解の方法は，「客観的な歴史理解」にも妥当する方法である。即ち，「すべての歴史的理解の目的は，歴史的問題状況の仮説的再構成にある」。このような歴史的な問題状況の分析あるいは仮説的再構成の方法は，とりわけ「思想史」の研究方法として有効であるように思われる。Popper, K.R.: Objective Knowledge. An Evolutionary Approach. Oxford 1983 (Revised Edition). p.153-190. 森博訳：客観的知識——進化論的アプローチ——，木鐸社，1984，175-215頁。下線部は原文ではイタリック。

85. Popper: Poverty, p.155. 久野・市井訳：233頁。

参考文献

- Bale, J.: Sport and Place. A Geography of Sport in England & Wales. London 1982.
- Berrymann, J. W.: Preface. in: Journal of Sport History. Vol.10(1983)No. 1. pp. 5 - 6.
- Blanchard, K. & A. T. Cheska: The Anthoropology of Sport. An Introduction. Massachusetts 1985. (大林太良監訳, 寒川恒夫訳：スポーツ人類学入門, 大修館, 1988年)
- Brunner, O.: Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte. Göttingen 1980³. (石井紫郎・石川武・小倉欣一他訳：ヨーロッパ——その歴史と精神, 岩波書店, 昭和49年)
- Carr, E. H.: What is History?. Penguin Books 1961. (清水幾太郎訳：歴史とは何か, 岩波書店, 1967年)
- Diem, K.: Wesen und Lehre des Sports und der Leibeserziehung. Berlin 1960². (福岡孝行訳：スポーツの本質と基礎, 法政大学出版局, 昭和37(5版))
- Eichberg, H.: Der Weg des Sports in die industrielle Zivilisation. Baden-Baden 1979².
- Elias, N. & E. Dunning: Folk Football Medieval and Early Modern Britain. in: Elias, N. & E. Dunning (ed.): Quest for Excitement. Oxtord 1986. pp. 175-190.
- Guttman, A.: From Ritual to Record. The Nature of Modern Sports. New York 1978. (清水哲男訳：スポーツと現代アメリカ, TBSブリタニカ, 1981年)
- Guttman, A.: Recent Work in European Sport History. Vol.10(1983)No. 1. pp.35-52.
- Hempel, C. G.: Aspects of Scientific Explanation and Other Essays in the Philosophy of Science. New York/London 1970. (長坂源一郎訳：科学的説明の諸問題, 岩波書店, 1979年。この訳業は, 原典の「IV. Scientific Explanation. pp.229-496」を訳出したものである)
- Hempel, C. G.: Fundamental of Concept Formation in Empirical Science. Chicago 1952.
- Kocka, J.: Sozialgeschichte Begriff - Entwicklung - Probleme. Göttingen 1977.
- Popper, K. R.: Conjectures and Refutations: The Grouth of Scientific Knowledge. New York/London 1968. (藤本隆志・石垣壹郎・森博訳：推測と反駁 科学的知識の発展, 法政大学出版局, 1985年)
- Popper, K. R.: The Logic of Scientific Discovery. New York/London 1968². (大内義一・森博訳：科学的発見の論理, (上・下), 恒星社厚生閣, 1984年・1985年)
- Popper, K. R.: Die Logik der Sozialwissenschaften. in: Adorno, T. W., Albert, H., Dahren dorf, R., Habermas, J., Pilot, H., Popper, K. R.: Der Positivismusstreit in der deutschen Soziologie. Neuwied/Berlin 1971³. (城塚登・浜井修訳：社会科学の論理——ドイツ社会学における実証主義論争, 河出書房新社, 1986⁴年)
- Popper, K. R.: Objective Knowledge. An Evolutionary Approach. Oxford 1983 (Revised Edition). (森博訳：客観的知識——進化論的アプローチ——, 木鐸社, 1984年)
- Popper, K. R.: The Open Society and its Enemies. 2. Vols. London 1980⁵. (武田弘道訳：自由社会の哲学とその論敵, 世界思想社, 1980年;注の部, 世界思想社, 1980年)
- Popper, K. R.: The Poverty of Historicism. London 1979². (久野収・市井三郎訳：歴史主義の貧困 社会科学の方法と実践, 中央公論社, 昭和43年(第10版))
- Ueberhorst, H.: Sinn und Aufgabe einer Sportgeschichte in der modernen Geschichtswissenschaft. in: H. Ueberhorst (Hg) : Geschichte der Leibesübungen. Bd.3/2. Berlin/München/Frankfurt a. M. 1980.
- Weber, M.: Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre. Herausg. von J. Winckelmann, Tübingen 1982⁵. (松井秀親訳：ロッシヤーとクニース, (一・二), 未来社, 1955年, 1956年; 藤恭校閲, 富永祐治・立野保男, 共訳：社会科学方法論, 岩波書店, 昭和43年; 森岡弘通訳：文化科学の論理学の領域における批判的研

- 究, エドワルト・マイヤー／マックス・ウエーバー, 森岡弘通訳: 歴史は科学か, みすず書房, 1970年, 99-212頁; 松井秀親訳: R.シュタムラーにおける唯物史観の「克服」—1907年—, 『世界の大思想ⅠⅠ—ウエーバー 宗教・社会論集』, 河出書房, 昭和43年, 3-65頁; 松井秀親訳: R.シュタムラーにおける唯物史観の〈克服〉. 補遺, 『商学論集』(福島大学経済学会), 37(1969) 4, 129-141頁, 38(1969) 2, 158-173頁; 中村貞二訳: 社会学ならびに経済学における“価値自由”の意味, 『山口経済学雑誌』17巻第5・6号(92-112), 18巻第1号(87-96), 18巻2号(82-93), 18巻第3号(84-93); 清水幾太郎訳: 社会学の根本概念, 岩波書店, 昭和47年; 尾高邦雄訳: 職業としての学問, 岩波書店, 1985年。
- 碧海純一: 合理主義の復権 反時代的考察 再増補版, 木鐸社, 1985年。
- 碧海純一: 新版 法哲学 概論 全訂第一版, 弘文堂, 昭和54年。
- 阿部生雄: イギリス・レジャー史, スポーツ史の中の社会史論争——その断章, 『体育の科学』第39巻第8号(1989), 647-651頁。
- 阿部謹也: ヨーロッパ・原点への旅 時間・空間・モノ, 『社会史研究』第1号(1982), 1-81頁。
- 安藤英治: マックス・ウエーバーにおける「客観性」の意味, 『マックス・ウエーバー研究』(大塚久雄・安藤英治・内田芳明・住谷一彦著), 岩波書店, 1983年, 3-42頁。
- 市井三郎: E. H. カール「歴史とは何か」批判——歴史における客観性について——, 『思想の科学』No. 6(1962) 9, 108-114頁。
- 市井三郎: 哲学的分析——社会・歴史・論理についての基礎試論——, 岩波書店, 昭和43年。
- 市井三郎: 歴史法則と論理——K. ポパー「歴史主義の貧困」——, 『思想の科学』No. 6(1959) 6, 26-32頁。
- 稲垣正浩: スポーツ史学, 『最新 スポーツ大事典』(日本体育協会監修, 岸野雄三編), 大修館書店, 昭和62年, 582-583頁。
- 稲垣正浩: 近代スポーツの誕生とその背景, 『体育史講義』(岸野雄三編著), 大修館書店, 1984年, 95-107頁。
- ウイリアム・H・ドレイ著, 神川正彦訳: 歴史の哲学, 培風館, 昭和43年。
- オグデン/リチャーズ共著 石橋幸太郎訳: 意味の意味, 新泉社, 1985年(新装版)。
- 小沢英二: 1896年のニューヨーク・サイクル・ショーに関する史的考察, 『スポーツ史学会第1回大会発表抄録』, 昭和62年, 16-17頁。
- カール・G・ヘンベル著, 黒崎宏訳: 自然科学の哲学, 培風館, 昭和53年。
- 岸野雄三: スポーツ史研究の現状と課題, 『スポーツ史研究』第1号(1988), 1-8頁。
- 岸野雄三: 体育史——体育史学への試論, 大修館書店, 昭和48年。
- 岸野雄三: 体育の歴史的研究法, 『体育学研究法』(日本体育学会編), 体育の科学社, 昭和36年, 351-386頁。
- 岸野雄三: スポーツ科学とスポーツ史, 『体育学研究』19巻(1974) 4・5号, 167-174頁。
- 岸野雄三: スポーツ科学とは何か, 『スポーツの科学的原理』(朝比奈一男・水野忠文・岸野雄三編), 大修館書店, 1977年, 77-133頁。
- 木下秀明: 日本体育史研究法, 『現代体育学研究法』(前川峰雄・猪飼道夫・笠井恵雄他編), 大修館書店, 昭和51年, 438-448頁。
- 楢戸一彦: スポーツにおける「規則」概念の分析——M. ウエーバーの「規則」概念の分析を手掛かりにして——, 『広島大学総合科学部紀要VⅠ 保健体育学研究』第4巻(1986), 1-10頁。
- 黒崎宏: 科学的説明の特質, 『岩波講座 哲学ⅩⅡ 科学の方法』, 岩波書店, 1968年。
- 近藤洋逸・好並英司: 論理学概論, 岩波書店, 1978年。
- 佐藤臣彦: 体育概念における範疇論的考察——体育概念に関する岸野理論の批判的検討を通して——, 『筑波大学体育科学研究紀要』, 第8巻(1985), 9-21頁。
- 沢田允茂: 現代論理学入門, 岩波書店, 1968。
- 沢田允茂: 哲学と論理学, 『岩波講座 哲学Ⅹ 論理』, 岩波書店, 1968年。

ジャック・ルゴフ著、二宮宏之訳：歴史学と民族学の現在——歴史学はどこへ行くか、『思想』No.630(1976), 1-17頁。

関春南：今こそ、体育・スポーツ史研究の方法論の論議と現代史研究を、『体育科教育』1988年12月号, 70-71頁。

世良晃志郎：歴史学方法論の諸問題 第二版, 木鐸社, 昭和58年。

寒川恒夫：スポーツの民族学的アプローチ——先史のスポーツを探る試み, そのプロローグ, 近藤英男(編) : スポーツの文化論的探求体育学論叢(Ⅲ), タイムス, 昭和56, 28-51頁。

高島弘文：カール＝ポパーの哲学, 東京大学出版会, 1977年。

谷釜了正：体育・スポーツ学術研究団体, 『最新 スポーツ大事典』(日本体育協会監修, 岸野雄三編), 大修館書店, 昭和62年, 715-718頁。

奈良重幸：“LOVE”その解釈をめぐる, 『スポーツ史学会 第2回大会発表抄録』, 昭和63年, 14-15頁

成田十次郎：外国体育史研究法, 『現代体育学研究法』(前川峰雄・猪飼道夫・笠井恵雄他編)大修館書店, 昭和51年, 448-458頁。

成田十次郎：体育史, 『保健体育学体系8 体育学事典』(東龍太郎監修), 中山書店, 1957年, 23-48頁。

日本体育協会(監修), 岸野雄三(編)：最新 スポーツ大事典, 大修館書店, 昭和62年。

日本体育図書館協議会雑誌目録編集委員会(編)：日本体育図書館協議会雑誌目録 外国雑誌欄, 日本体育図書館協議会, 1985年。

根上優：民衆娯楽と社会史——イギリススポーツ史の新たな問題領域を探る試み, 『体育・スポーツ社会学研究』第1号, 昭和57年, 77-94頁。

野々宮徹：スポーツ文化の周縁性に関する一考察, 『スポーツ史学会 第1回大会発表抄録』, 昭和62年, 18-19頁。

浜井修：ウエーバーの社会哲学 価値・歴史・行為, 東京大学出版会, 1982年。

林毅：西洋法史学の諸問題, 敬文堂, 1982年。

林道義：ウエーバー社会学の方法と構想, 岩波書店, 昭和45年。

ハンス・アルバート著, 碧海純一訳：カール・ライムント・ポパーの批判的合理主義, 『現代思想 第6巻 批判的合理主義』, ダイアモンド社, 昭和49年, 91-125頁。

増田四郎：社会史への道, 日本エディタースクール出版部, 1982年。

丸山真男・世良晃志郎：歴史のディレンマ——マルクス, ウエーバー, ポパーをめぐる——, 『創文』200号記念特集号, 26-43頁。

森博：社会科学における科学主義と<歴史主義>, 『東北大学教養部紀要』第2号(社会科学篇), 1965年, 79-114頁。

柳父圀近：ウエーバーとポパー 科学観の交錯と現代, 『歴史と社会』第4号(1984), 81-104頁。

ユルゲン・コッカ著, 早島瑛訳：社会史の概念と方法, 『思想』No.663(1979), 61-89頁。

ラートブルフ著, 田中耕太郎訳：法哲学, 東京大学出版会, 1961年。

ル・ロワ・ラデュリ著, 樺山紘一・木下賢一・相良匡俊他訳：新しい歴史[歴史人類学への道], 新評論, 1981年。